

平成23年 第3回 築上町議会定例会会議録(第3日)

平成23年9月8日(木曜日)

議事日程(第3号)

平成23年9月8日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(15名)

1番 小林 和政君	2番 宮下 久雄君
4番 工藤 政由君	5番 工藤 久司君
6番 有永 義正君	7番 吉元 成一君
8番 田村 兼光君	9番 塩田 文男君
10番 西畑イツミ君	11番 塩田 昌生君
12番 中島 英夫君	13番 田原 宗憲君
14番 信田 博見君	15番 武道 修司君

16番 西口 周治君

欠席議員(1名)

3番 丸山 年弘君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君 書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 新川 久三君 副町長 ..... 八野 紘海君  
教育長 ..... 神 宗紀君

会計管理者兼会計課長 ..... 川崎 道雄君  
 総務課長 ..... 吉留 正敏君 財政課長 ..... 則行 一松君  
 企画振興課長 ..... 渡邊 義治君 人権課長 ..... 松田 洋一君  
 税務課長 ..... 田村 一美君 住民課長 ..... 平塚 晴夫君  
 福祉課長 ..... 高橋 美輝君 産業課長 ..... 中野 誠一君  
 建設課長 ..... 中川 忠男君 上水道課長 ..... 加來 泰君  
 下水道課長 ..... 古田 和由君 総合管理課長 ..... 吉田 一三君  
 環境課長 ..... 永野 隆信君 農業委員会事務局長 ... 田村 幸一君  
 商工課長 ..... 久保 和明君 学校教育課長 ..... 田中 哲君  
 生涯学習課長 ..... 田原 泰之君 監査事務局長 ..... 石川 武巳君  
 清掃センター長 ..... 田村 修乃君

質問者	質問事項	質問の要旨
吉元 成一	1. 道路整備について	農道の舗装、その他について
	2. コミュニティバス運行について	路線の見直しは？
	3. 基地問題について	築城基地に関わる諸問題について問う。
	4. 環境美化について	粗大ゴミを収集して積み置きしているところがあるが、美化が損なわれているが、どう考えるか。
武道 修司	1. 100歳のお祝いについて	現在、敬老会で100歳の表彰をされていますが、誕生日時点でのお祝いは、現在どのようになっていますか？
	2. 下水道整備について	西高塚の一部の下水道整備について、どのようになっているのか、お聞きします。
	3. 中学校の新学習指導要領について	武道・ダンスの必修化に向けた条件整備や指導内容等はどのようになっているのか、お聞きします。
	4. メタセの社について	メタセの社の現状と今後の見通し(計画等)について、お聞きします。
西口 周治	1. 生活保護、年金生活の考え方を問う	町内における生活保護世帯数は、当町は国・県の率からすればどの位か。 審査のあり方について 年金生活者と生活保護世帯の格差について
	2. 町の活性化と就業(雇用)対策について	空き家対策(再利用や貸出し) 浜の宮周辺の計画(商工会提案)はどう考えるか。 企業立地、誘致は。
	3. 通学路の歩道設置状況と考え方について	町内の通学路の歩道設置状況は、「子どもの生命をまもります」ということであるが、本当にそのような計画があるのか。
小林 和政	1. 新川町政の支持率は何%か(町民に信頼される行政が進められているといえるか)	信頼の基本は金と人である。 公金は正しく使われているか。 公金...公共工事の進め方 特に指名競争入札の実態と問題点 人は正しく動いているか。 人.....職員の採用・教育・管理 特に採用実態と問題点

質問者	質問事項	質問の要旨
-----	------	-------

宮下 久雄	1. 築上町の今後を問う	太陽光発電その他について 企業誘致について 生ゴミの肥料化について
	2. 行政サービスについて	町広報の配達について 家庭ゴミの収集について
信田 博見	1. 豊前・寒田線と真如寺林道をつなぐ道路について	なかなかできないが努力して欲しい 地元の人達(椎田地区、寒田地区)は早くして欲しいと望んでいるが。
	2. 山間地の農業、林業について	イノシシ、シカ等の被害が本当に激しい。何とかしてほしい。 林業も同じ。
西畑イツミ	1. 国保税問題について	医療費の削減のための対策は？ 国保税の徴収について 資格証の現状について 独自の軽減はできないか。 一般会計から国保会計に繰入出来ないか。
	2. 子どもの医療費助成について	高校卒業までに医療費無料の拡充の検討はしたのか。
	3. コミュニティバスの運行改善について	町道を走らせることの検討は？
	4. 住宅リフォーム助成制度の創設を	地元業者の仕事確保のためにも。

午前10時00分開議

議長(田村 兼光君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 日程第1.一般質問

議長(田村 兼光君) 日程第1、一般質問です。

これより順番に発言を許します。

一般質問は9人の届け出があり、本日の質問者は7人をめどとします。なお、時間の余裕があれば、質問者を追加しますので御了承ください。

また、質問は前の質問者席から行ってください。また、答弁を行う者は所属と氏名をつけて発言してください。

では1番目に、7番、吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) おはようございます。あらかじめ提出した質問事項に沿って質問していきたいと思えます。

1番目の道路整備についてと産業課となっていますけど、私産業課は書いた覚えはないんですけど。農道の舗装、その他についてということで、農道については圃場整備なんかをされた後に、いわゆる経過をしないと舗装がされないという実情があります。そういうことも、過去議員生活の中で勉強させてもらいましたけれども、場所を言うと上本庄の天徳寺から山内さんのほうに抜ける田んぼの中に、1本舗装されていない道路があるんですけども、あれはどうなっていますかね。農道ですか、町道ですか。

議長(田村 兼光君) 建設課長、中川君。

建設課長(中川 忠男君) 建設課、中川です。

ただいまの質問にお答えします。天徳寺の下から、ずっと下のほうに降りて行く道は町道になっています。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) じゃあ、この農道と書いたのは、小山田も町道は舗装するけど農道はなかなかできないというように聞いたと。ところが農道のほうは舗装されて町道のほうが舗装されていないという現状もあるわけです。

特に、農道なんかは耕作するときに、田んぼの中は道が狭いと、圃場整備をすると区画整理をして道を広くとって、最終的には砂利を道に入れているんですけど、あれはかえって田んぼをつくる人にとっては大変な迷惑だと、いわゆる同じ道路をつくるんなら舗装まで仕上げてやらんと、雨が降ったら何も敷いていなかったら穴がほげるし、穴がほげたところにまた砂利を入れるとそれが車が通ったり、トラクターが通ったりすると田んぼの中に入り、水路に入り、後の掃除が大変だし、耕作するにも不便だということをよく聞くわけです。

それで、町道であればあそこは天徳寺があります。そして近年よく合併してから町外からも桜の時期になると、しだれ桜があるということでよく観光客が来るわけです。なぜここ舗装してないんやろかと、ものすごく雨が降ったりしたら大変だということで、地元の人もそういったことを、先般選挙のときになんでやろうか、ここは多分農道かねとかいう話だったんです。まあ、中川課長は足元ですから、ちょっとお聞きしたいと思って質問したんですけど。

これについては大体、それは今の執行部のやり方、町のやり方で自治会のランクづけで事業を実施すると、1番から順番につけて実施するという形でやっていますけど、自治会長さんが本当に民主的な方ならできるんでしょうけれども、中にはやっぱり、同じ村の中でも仲の悪い人もいたりして、非常に自分らが要望すると事業として順番を後に回されたりとか、上げてもらってないことがあるというような苦情も聞くわけです。

そういった点を考えて、例えばその事業をするに当たってどうすれば一番早くできるのか、また、田んぼをつくる人だけじゃなくして、あの地域の人だけじゃなく、町外の人も桜の時期になったら大勢見えていますので、あの件についてはどのように対応していこうと考えているかお答え願いたいと思います。

議長(田村 兼光君) 中川課長。

建設課長(中川 忠男君) 建設課、中川です。

議員のおっしゃるとおり、最近、あそこの天徳寺の下の桜の時期になりますと、桜を見に来る人が結構ふえてきております。あそこを通過して下の道路に出れば通行が楽になると考えております。で、自治会等と協議しながら舗装できればそういう方向でやっていきたいと思っております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) そういった陳情等についてはまだ上がっていないんですよ。道路を舗装してくださいとか、例えば水路の改修をしてくださいとか自治会ごとで集まりをして、いろんな工事とかしてもらおう要望を、まあ、工事だけじゃなくしているんなことについて、町政に関することについて要望事項があると思うんですけど、それについてもあなたも上本庄の地元の人ですから、そういう自治会の集まりなんかでそういった要望は、まだ聞いていないということですか。

議長(田村 兼光君) 中川課長。

建設課長(中川 忠男君) 建設課の中川です。

地区計画には上がっております。

議員(7番 吉元 成一君) 上がっておるん。

建設課長(中川 忠男君) はい、上本庄自治会の中で地区計画、道路の圃場整備でした農道です。町道になっているところもありますけど、その舗装というのは地区計画には上がってきております。通行量等を考えまして、順次、今計画をしているところでございます。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 課長、地区計画に上がっていますと言っても、そのことを私に相談した住民の  
方いわく、「なんぼ言うても、してくれん」とか言われる。今度自治会長も代わったみたいですけど、町長にち  
よっとお尋ねしたいんですが、具体的にどこか行って見ないとわからないかもしれない、大体的見当がつくと  
思いますが、観光の資源として今取りざたされている上本庄のしだれ桜、新聞等でよく載っています。結構自  
治会が力を入れて、花火のときにははっぴななんかを揃えて案内したりとか、いろいろなことをやっています。

これで地区計画にのっとっていく中でも、これはやっぱり町として推進しなければならない事業と位置づけ  
して、前向きに1日も早くできる方向を本庄の自治会長さんと相談しながらやっていくということではできないん  
ですか。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) 基本は建設課長の言ったとおりでございますし、地区計画に基づいて集落の中で、  
自治会の中で合意を得ながらやっていくと、仲がいい、悪いというのは別にして、その中でやっぱり一番大事  
な道はどれかというふうなことで順位をつけて、町のほうに出してもらう、多分そういう状況になれば上本庄  
のほうも順位が、今、下位になっているのが上になってくる可能性があるんじゃないかなと思いますので、  
これは自治会長と、こういう議会からの指摘もあったが自治会長どう思うかということで、自治会の中で議論  
をしながらやっていただきたいというふうなことで、自治会の方には申し添えたいと思います。

そして、その中で順位が上がれば、で、順位が上がっても全町的にそういういろんな舗装というのは、まだ  
まだ未舗装率が高いんで、今から舗装すべき農道的な要素の町道というのは非常に多々あるんで、これも  
予算の配分をしながらやっていかないかんとということになりますから、その中でも観光的な要素とか、そうい  
うものがあれば町のほうでもそういう予算づけは、少し順位が上がる可能性もあるんで、一応今後の全体的  
な地区計画の中で判定をしていきたいと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) 課長、たまたま課長の地元でもあるんで、そういったことが、要望される住民の  
方は日頃の生活に追われて、通るときとか雨が降って困ったときとか、桜が咲いて人が押し寄せてくるときに  
具体的に感じるんですよね。それ以外のときは、自分の生活がいっぱいですからなかなかそういったことを、  
言われてみて初めて思いつくとかそういう状態ですから、今、町長もそういうようにお答えいただいたの  
で、今度自治会を通じてあなたのほうからも、ちょっと見直しをしたらどうかという意見を出していただきたい  
と思います。

議長(田村 兼光君) 課長。

建設課長(中川 忠男君) 建設課の中川です。

議員のおっしゃるとおり、自治会長並びに役員の方と協議しながら事業を進めるように、前向きにいきたい  
と思っております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 吉元議員。

議員(7番 吉元 成一君) じゃあ、この件については、これで終わりたいと思います。

2番目の「コミュニティバス運行について」ということで質問をあげていますが、課長が、段取りが良くて運行、今の状態をすべて資料としていただきまして、根掘り葉掘り聞かなくてもいいような状態につくっていただきてありがたく思っているんですけども、これも合併した当初からコミュニティバスが上城井地区に行かないということで、上城井地区、築上町の築城の上城井地区については築上町ではないんかというような、厳しい指摘もした経緯もあります。

当時、町長のお答えは路線バスとの兼ね合いがあります、契約していますんで契約の年度が切れるのが、二、三年後とかそういうことやったと思うんですけど、その時期が来て見直しを、そのときじゃないとできないでしょうと。というのがやっぱり利害関係で、バスの運行会社から訴えられる可能性もあるということもありましたので、なるほどと思っていましたが、いまだに上城井地区についてはコミュニティバスが走っていないという状況ですが。

確かに、私のほうから指摘したときは650円、寒田から築城の駅前までは650円ですと、路線バスが。往復するとこれだけかかりますと、お年寄りなんかが行橋あたりに電車に乗って病院に週に1回通えば、月にしてこれだけ金がかかりますと、これやったら100円バスを運行したらどうですかという意見も言ったと思います。それについては、幾らかここ一、二年の間に改善されています。というのが、旧で150円から650円、ワンメーターちいうか初乗りと言うんですか、1区間150円のところから寒田までが650円になっていましたが、今は100円から450円、寒田まで行くと、築城の駅前から行くと路線バスが200円安くなったということでしょう、これ。そして初乗りというか、ワンメーターの期間は50円安くなったと、そうすればかなり路線バス運行会社も非常に厳しい中で歩み寄ったんじゃないかなという気もするんですけども。

それと、参考資料の中に自治会等とか、町政懇談会なんかとか、それとかアンケート調査をしたとかいろいろあるんですけど、73%の方がこのままでいいですよと、上深野から上ですね、その結果が出ています。便数を3便に減らして、大幅値下げを願いたいというのが16%、それとか、わからないというのが4%、その他7%とこうあるんですよ。

ところが路線バスとかコミュニティバスを使う人は、車の免許を持っていない人がほとんどで、お年寄りの方が多いと思います。とか、子供は学校とかは送り迎えがあるみたいですけど、後は健常者で車の運転を持っている方については、ほとんどこのバスのことに余り興味がないというか、たまたまバスに乗ろうと思うたらこんなやけん、もうバスよりも誰か迎えに来てもらうほうがいいのかとかいうようなことだと思います。

しかし、日頃毎日使われている方の少数ですが、その意見をもう少し吸い上げてほしいという要望がってます。現実、城井中学から上は築上町じゃないんやろうという厳しい、あんたたちは築城から、もう築城、椎田と言ったらいけんのでしょうか、出身の議員さんですが、全く築城のことは考えてないんじゃないかというような指摘も受けたことがあります。そうじゃないんですよということで、バスの事情も申し述べるんです



けど、なかなか担当の職員と違って、間違いなくすべて100%説明できないんです。

もう少し、乱暴なやり方が一回こうしたから、もうそれで理解してもらっているんだというようなとらえ方じゃなくして、やっぱり周知徹底するまでやるべきだと、こういう意見もあるんですよ、でも路線バスとの兼ね合いもあるでしょうと、例えば地区懇に行くと、町長さんが見えてくれとったという、こういうとらえ方を住民はするんです、田舎の人は、そうすると町長の顔を見たら、自分の思っていることを何%も言えない住民は多いんですよ。中には例外の方があって、やあやあいう人がいるかもしれませんが、思っておることを言わんで、まあ、いいかと言って抑えているような状況が多々ある。

だから、もう少し、あなたたちは町民の代弁者というのなら、議会に出たとき我々の本当に小さな困ったことを正してほしいと言われたものですから、路線バスの件をやっていますけれども、この文章のとおりしかできないんですか。

議長(田村 兼光君) 企画振興課長。

企画振興課長(渡邊 義治君) 企画振興課、渡邊です。

ただいまの御質問ですけれども、御承知のとおり寒田線が定期路線ということで、旧西鉄から引き継いだ太陽交通が運行をしております。

今、議員さんがおっしゃられたように過去そういったアンケート調査、それから自治会の意見等々聞きながら現在の運行形態をとっているわけです。

その中でも料金格差という問題が、ずっとそういった意見がございました。その関係で、昨年度22年4月から料金の値下げを民間であります太陽交通のほうと交渉をしながらやっております。で、その部分の値下げ分につきましては、町が赤字補てんをやるというような中での値下げでございましたので、今後もそういった財政負担と各他路線との均衡と言いますか、バランスを取った形での運行形態を考えんにかいかなんというふうには考えているところでございます。

議長(田村 兼光君) 吉元君。

議員(7番 吉元 成一君) やっぱり町が負担しているわけでしょう。その負担のほうが格安か、100円バスを寒田まで運行することが格安か、この条件として皆さん手元にないと思うんですが、私にしかないんですけれども、資料をいただいた中に、コミュニティバスの場合は築城駅から深野まで1日3往復、100円ですよ、でも寒田線の路線バスの場合は6往復の300円から200円に上深野、下がっています。だから、今コミュニティバスが現在運行している上深野までにおいても100円歩み寄ったんですよ、この100円どこが負担したんですか。住民の血税で負担したわけでしょう。別にバス会社が努力したわけでも何でもない。

そういったことを考える中で、今後やっぱりこの件についてはもう少し企画課が担当課であるならば、もう少し汗を流して、知恵を絞っていただけないかなという気がします。

それで、先ほどの問題とこの件と兼ね合いする件で、町長にこういうことをやったらどうだろうかということをお伺いします。一応、陳情者と、いわゆるこの道路をこうしてください、この水路をこうしていただきたいと言う

人の気持ちと、自治会長さんやその自治会の中の有力者というか、背中合わせがあるという意見も聞きますと言ったけど、100%僕はそのことだけを言っているんじゃないんですよ。一応自治会を通して自治会長が印鑑をついて上げてきたものじゃないと、町は取り扱わないということにとらえてもいいということでしょう。100%そうじゃないかもしれないけれども、自治会長の中にも現執行部の体制の中に、好まざれん人は、順番からしたら66自治会あるから遅れさせられる可能性があるんじゃないかという懸念もされているわけです。

じゃ、どれが一番民主的な選び方だろうかと、順位のつけ方だろうかとということ、ここで考えていただきたい、とすれば、いわゆる職員の件でいっても言うて、職員から憎まれるかもしれない、1つの課に約平均で8人から10人いると思いますが、休みなく、税務課に関しては税金の申告の時期が来たら、もう猫の手も借りたいという言葉がありますが、それ以上の大忙しになると思います。総務課に関しては選挙の折とか大変なことでしょうし、町の各課から選挙事務に出ると思います。仕事をしていないとは言っていないけれども、言いたくないんですけれども、じゃあ、ちょっと椅子をぬくめすぎる箇所があるんじゃないかと、例えば総務課において8人おるとするならば、1人か2人は手持無沙汰なときがあるんじゃないかと、各課においては、だから人員の整理をしたらどうだろうかという意見がたくさん出ていますよね、じゃあ、必要に応じて言われんとせんのじゃなくて、自主的にまち自体が町長を中心にして、町長の職務代理をするのは副町長でしょう、副町長を中心にでもいいですよ、総務課長を中心にでもいいですよ、一つ各課長を集めて、こういう計画をしたらどうだろうかと、一つの例として築上町は特殊な地形です。谷が何本もありますね。だから1カ月のうちに月曜日から金曜日まで皆さん働くわけですよ8時半から5時まで、これ通常定時はそうでしょう。だから月曜から木曜までを地域に入らせる、金曜日にそれを持ち寄って毎週検討をする、その中でこの仕事が一番に上げられているけど、まだ小さなこの仕事が命にかかわる問題だよと、お年寄りには歩くにはちょっと無理な道路だよということを職員がちゃんと勉強をして、そうすれば椎田の上り松からここで働いている職員がいるとするなら、寒田に行って、安武の私は吉元ですよと言って、椎田の真如寺に行って言えるわけですよ。そうすると途中で会うと、あなた役場の職員の何々課のだれだれさんやったねと、地域住民とは日頃のコミュニケーションが取れるわけです。そうすると、本当に困ったことがすべて明らかになってくると思います。

それで総合的に自治会中心の政治とか、自治会を中心に政治をしないと議員とか力の強い人の要望に応じて抑え込まれる、自治会中心に、自治会に振って自分たちは何もしていないと、言いすぎじゃないと私は思いますよ。

だけん先ほどみたいな小さなことでも、形としてはこうなっていますけれどもとしか言えないんでしょう。じゃ、職員が誰か今ここにいる職員で、中川君以外で、じゃ、なるほどそうだなと、あそこに行ってみようかという気になって行った人がいますかと言えばいないと思うんですよ。

各地域自治会にいろんな問題が山積みになっています。全てが一掃に解決することはできません、莫大な金がかかります。でも、一番必要なものから片づけていくべきだと思います。これはあなた方が決めるんじゃないくて地域住民が決めることです。そのことをもう少し真剣に取り組んでもらって、冬は暖かいところで座りっ

ばなしで時間がきたら帰る、夏は涼しいところに座っておる、言われている最近エコとか何とか言って、窓を開けて昼休みは電気を消して何やりよるんですか。真っ暗な中で電気を節電して、そんな状態で昼飯を食わんにゃいけんような仕事しか役場の職員はしていないんですか。堂々と電気をつけてご飯が食べられるような状況にじゃないんですか。それだけ職員の皆さんが自信を持って、私たち頑張っていますと言えるような体制を整えなきゃ、町長、あなたはただの人ですよ。町長、そういう方向で今後取り組むのかどうかについて検討していただきたい、どう思います。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) 今の自治会のコミュニティ制度、これも私は伸ばしていく必要があるかと思えます。その中で職員がそれぞれサポートしていく、自治会制度の健全な運営をサポートしていくと、そうすれば担当課の企画振興課という形になるかと思えます。

そして本来なら全ての自治会に職員が配置されておればいいんですよね、本来なら。そういう形じゃ、非常に職員数をふやさないといかんという形で、今の現状で、それをやれという形であれば、少し私は無理があると考えておりますので、そこのところを、まあ、1日、2日という形の中でそこの自治会に完全に入り込まないかん言う問題も出てこようと思えます、常時。そういう形の中で、まあ、土日に入って行くとか、そういうちょっとした検討をさせてもらいたいと思えます。すべてが全部役場の業務プラスそれをという形になれば、少し負担に感じる形になるかと思うんで、まあ、検討をしながら自治会担当職員というものが、これを配置していいのかわいのかというの、ちょっと検討させてもらいたいと思えます。

議長(田村 兼光君) 吉元君。

議員(7番 吉元 成一君) 町長が言われることはごもっとも、わかりますけれども、日ごろの職員としての業務がおろそかになる可能性が出るとか行きとどかないだろうなという言う心配はあると思えますけれども、じゃ、それだけ全ての職員がそれだけ立派にやりよるとは、町民の皆さんに聞いたら、そう答える人は僕はいないと思えます。皆無とは言いませんけれども、ほとんどいないと思えます。

それと、各自治会に一人ずつ配置ができれば、職員がおればいいけどと言うけど、それは不可能だと、莫大な経費もかかるし職員も雇わにゃならんと、いやそれこそ各自治会におったら「我田引水」になるんですよ。やっぱり自分ところはかわいいから。

だから私のところは安武地区で有永議員と小林議員と私と3人いますよ。築上町の中でも一番多いんじゃないかなと思うんですけど。じゃ、そこだけを行ったらだめなんですよ。議員さんが不幸にして出ていないところこそ手を差し伸べて、意見が通るようにせないけんのが議員の務めだと思いますし、で、執行部もその気持ちになって話も聞く、だめなことはだめと言ったらいいんですけど、聞く耳を持たないかんし、自治会長の意見も聞かないかんし、そのためには1職員までが築上町の隅から隅までこれ100%把握しなくても、ある程度把握できるような、じゃ、職員が勤めて1年、2年じゃ難しいでしょう、10年勤めて税務のことを聞かれて、私は行ったことがないけん知らんとおりますか。福祉のことを聞かれてしらんとおりますか。でしょう。

だから、すべてのものを、苦情を整理する担当部署を一個つくって、そこで割り振りして、このことについてはここに行ってください、ここに行ってください、ここで指導を受けるというような形をつくることができないんですかと、そういうふうになれば住民が助かるようなまちづくりができるんじゃないかと、こういうふうに思っていますから、前向きに検討していただけるかということで聞きよるんです。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) 今、吉元議員から提案ございましたので、それは検討していきたいと思います。

議長(田村 兼光君) 吉元君。

議員(7番 吉元 成一君) じゃあ、すべてにおいてコミュニティバスもそういう形で検討していただきたいということをお願いしておきます。

それと、3点目の基地問題、これは問題大きいですね。築城基地にかかわる諸問題について問うということで、これ焦点ずらされて何を聞かれるか、企画からみたらはらはらしたと思うんですけれども。

まず、改選前の議会で質問した内容で新貝船迫線、道路の改良、あそこ大型のトラックが行きかうんですね、メタセに買い物とか地元の人が通るときに非常に危ないということで、いろいろ道路をもう少し歩道をつくるなり改良したらどうかということで質問したところ、副町長が答弁していただきまして、日豊線の上の道路、またいでいる道路、高架ちゅうんですか、あれが防衛省の範囲で事業を実施するように計画ができていますと、最近ちらほら聞くと、あれうやむやになったというふうに聞いているんですが、それについては副町長、前向きに進んでいるんですかね。

議長(田村 兼光君) 副町長。

副町長(八野 紘海君) 副町長の八野です。

新貝船迫線、本当に今舗装も傷んでいます。国道から椎田勝山線、その間をどうかしたいと思います。そして障害防止事業で防衛省に、もう3年ぐらいになりますか陳情して、障害防止事業には当てはまらないということで、調整交付金か再編交付金という今話がありますけども、どうか民生安定でという話は今、しております。

ただ、現実的には今、保線橋、あれ旧築城町からJRから改良といいますか改善をしてほしいという要望が来ておりましたし、合併して後にも、そういうJRからの文書が届いておりますので、今、保線橋の調査、設計をしておるところです。また、それができ次第、まず最初に、保線橋の整備をしていきたいと思います。舗装については、財源を見つけ次第、保線橋と10号、保線橋と椎田勝山線、分けてでも早急に舗装はしていきたいと思っております。

そして1番目の質問ですけれど、先ほど担当課長が言いましたように改良率、築上町、町長が言いましたように少し低くなっております。まあ、57%ですけど、それをやはり町の方針としては、それを引き上げるような形で今予算編成、予算づけはしております。そして今、66集落ありますので、その予算づけにかかっては、先ほど御指摘ありましたけど、私、財政課長、建設課長、ときには企画課長を添えて全集落を巡回といいま

すか視察といいますが、不公平のないように予算づけできないものだろうかということで巡視はしております。

そういうことで、先ほど御指摘のありました天徳寺からの舗装については、ちょっとあそこは今、天徳寺の防火水槽をして駐車場を少し足りないから整備ということで、まず第一番目に今年度防火水槽の工事をやりますので、それにかかわる舗装については、ちょっと地元のほうから聞いておりませんでしたけど、早急に現場に行きまして検討をしたいというふうに思います。

そういうことで、今年度は3,700メートルぐらいの補正予算をしておりますけども、これも少しずつやはり舗装の予算は増額して、住民の要望に答えたいと思います。

以上です。

議長(田村 兼光君) 吉元君。

議員(7番 吉元 成一君) 副町長、たまたま天徳寺のところの道という指定をしたんですけど、全体的のことでそういう取り組みを前向きに進めるためには、やっぱり役場の職員が直接地域住民とかかわりながら、顔を覚えてもらい、住民と、ああ、じいちゃんどこ行きよんね、ばあちゃんどこ行きよんねと、乗せて行きましょうかと日頃でも言えるような、田舎ですからそういった温かいまちをつくってほしいという意味合いから、このことは一つの例で言っているわけですから、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいということですが、基地問題については、さっきの、今言った保線橋の件ですかそれも含めて、船迫小学校が買い上げていただきました。あれについては私が一番先に質問したのは、あそこに築城基地の博物館をつくってもらおうと、それも防衛省の予算で。

基地の反対闘争をする人も築上町にいますよね、築上町とか近隣の市町にもたくさんいると思います。ゲート前でデモをしたりとか、いろいろ抗議、航空祭やめろ、どうのこうのとっています。これは人間顔が違うように、それぞれ考え方が違いますので賛否は両論あると思いますが、それをつくることによって築城基地の歴史を勉強してもらって、これ悪いものだ、いいものだというのは一人一人の判断に任せちゃいいんですよ。

そういった騒音公害があることに、基地があることによって迷惑をこうむっているのは築城基地を抱える築上町だということを基本的に、これは基本と思うんですよ。だから、国策だ、国防だと言いますよ、わかっています十分。だから基地は撤去できないし、これは我々が万劫末代戦っても、これは座り込みをしてもなかなか非常に厳しい問題だと思います。

しかし、条件的に築城基地を受け入れるとするならば、もう少し対応策を練らないといかん、議会や住民や執行部とともに手を取り合って、まあ、執行部と議会とは両輪のごとく築上町なかなかいいないみたいですけど、行くように努力してもらわないかん、その一つの方法としてみんなが迷惑をこうむっているのは築城の騒音ですよ、まだ飛行機が過去においては櫛原に墜落しましたけれど、戦闘機が最近落としたりしましたけど、部品を落としたりしましたけど、墜落するような大きな事故はあっておりませんが、これはあの鉄の塊が空を飛んでいるわけですから何が起こるかわかりませんよ。そういったことを考えたとき、私は築上町になって初めて基地対策特別委員に出させていただいて、基地のこともあんまり無関心でした正直言うて。

無関心な一人だったと思います。

しかし、その中に入って行って、これは考えないかなと思われました。難しい言葉も覚えました、カメラミッションとか、線引きの何デシベルがなんぼだ、へったくれだ、道路を隔ててこっちは防音の対象じゃないよと、立ち退き対象になりませんよと、立ち退き対象区域内に家があれば立ち退きしたときは農地も買い上げますよとか、区域外に家があって立ち退き対象地域内に農地があっても、その農地は買い上げませんよとか、そういうことも勉強させていただきました、お陰で。

いろいろありますけど、何が言いたいかというと、迷惑をかけられていることは、これは皆さんが承知の上です。町長も、まあ、仕方がないだろうという考えだと思います。私もそのほうが強い考えを持っています。

しかし、黙っておったら何もしてくれないんですよ、でしょう。旧築城町のときには、失礼ですけど旧築城町長の有本重隆さんが、いろんな動きをしてメタセを計画したんです。それに伴う付帯工事とかいろいろあって、業者もうるおうじゃないかとかいろいろ言っていました。それをメタセができた途端、合併したら町長が、これは負の財産になったら大変だと赤字が出よることあるがとか、いろいろあったかもしれません、どういう考えか知りませんがメタセだけで終わらせたんです。一応終始を打っておる。

しかし、皆さんが今の不景気の中で何を望んでいるか、じゃあ、迷惑かけられよるんやけ、それだけの補償をしてくださいよと、確かに線引きで防音の対象になって防音した家たくさんありますよ。しかし、防音したら防音サッシで、じゃ、音が聞こえないけど、防音サッシしても幾らでも聞こえますよ、でも少なくとも幾らか音が小さくなった、それと我々が病気になっておる、大きな声を出してしゃべるようになった、築上町の人悪いけど基地周辺の人には声大きいですよ。よく聞こえませんが、飛行機が飛ぶから。きょうはえらい、議会がありよるから、何か言うてるのかも知らんけど、飛行機飛ばんけど、築城で町議会がありよるとき飛行機が飛んだら、やかまし言わせよった、そしたらぴちっと止まりよった。築上町になったら議会開催中でも飛行機飛んでいる、言うたら、相手も遠慮するんです。だから線引き内で防音工事対象区域でもらいました、確かにクーラー、冷暖房完備できました。10年に一回取りかえてもらえます。皆さんもクーラーを買いません、買わんでよくなった。幾らかの負担はありますけれども。しかし、夏場窓を閉め切ってクーラーを入れたときの電気代は日頃の倍はいくと思います。生活保護や年金生活をしている方が、電気代を払うの大変ですよ。そういう人は体が弱いんですよ。考えたことあります、健常者が。我々は我慢できても、そういう人たちは我慢できないんですよ。住宅の件で一回言ったことがありますよね。壊れとるけ、家賃滞納しておって、計画的に払いよるけども、クーラーつけられませんが。町がつけてくれるんかと、こういう話になった、パンツ一枚で男の子が一夏生活しておるんですよ、できますか。だから防衛省に交渉して電気代を払ってくれと、払います、電気代現金くれんでしょ。代がえ払いしてくれんでしょ。じゃあ、今震災後に何が日本中で叫ばれているか、エコですよ。太陽光、ソーラーシステム、試験的にやっているけど築上町区域に何軒しています。私が聞くところによると、行橋の稲童のほうが、やっぱり自治会なんかじゃんとして反対闘争とかやるものですか、モデルでそっちのほうがたくさんしているというふう聞いていますよ。

だから、少なくともできる、できんは別にして、要求闘争をしてほしいんです。我々とともにやりませんか、住民とともにやりませんか、もう来るんだから仕方がないんですよじゃなくて、防衛省のこの地区出身の職員が言っていました。「築城基地を抱える自治体はおとなしすぎる、よそはすごいよ、だから予算後回しになるんですよと、そんなこと私が言うと大変なことになるから言われんけど」、町長そうでしょう、まだ1市2町が築城基地を抱えるまちです。しかし、将来的には京築2市2郡が一つの形になると思います。そのとき我々は墓の下でしょうけど。

それに向けて、やっぱりこの負の遺産と住民が思うような基地を、よかったねと、お互いが歩み寄れてよかったねというような取り組みの先頭にたつのがあなたの仕事だと、私は思っている。あなたは何か基地問題を言うと、どういふかと言うと、立ち退き跡地に税金をかけたかどうかとか、戦闘機1機になんぼちゅうてもらったらどうかとか、こんな非現実的なこと、本当に町長できます、できないでしょう。できなかつたら、何か事業を計画して住民が喜ぶもの、質疑の中で工藤君が言っていましたけど、病院にかかるな、病気をするなどは言わんけれども、健康サロンとかそういったことにもう少し力を入れて取り組めば、医療費もかからなくなるかもしれない。

じゃあ、それをそういった施設の大がかりなものを1市2町の中で、基地を抱える首長、あるいは議会議員、地域住民、そういったところで話し合っ、あの広大なメタセの奥の跡地に、何かもうすこし健康的なものをつくっていただくようなことも考えていただきたいと思います。町長、そのことも含めて、基地問題についてどのように考えているんですか。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) これは築城基地があるというのは、これは宿命だと思っております。

本来なら私は基地がないほうがいいと、そうすれば自由に町のいろんなことができるし、しかし基地がある以上、やはり企業誘致も少しやっぱりこれが影響している可能性もございます。いろんな問題で阻害要因がございます。そしてまた航空機の騒音で、これはやっぱり一番悩まされたのが周辺住民だということで。

それと万が一ということも考え、この万が一が、万が一になるんですね。この前の東日本の地震、原発の事故、これが万が一なんですよ。こういうことはあり得んと、基地があつたらこれはあるんですね。例えば他国から攻められたら、やっぱり基地が一番最初に攻められるという形になれば、一番ここに危険性があるというふうなことで、私は既に原発と基地を同等に考えた形で、原発と基地ということで常に私はアピールをしておるところでございます。

そういう形の中で、基地がある上に我々は非常に苦しんでおると、だから住宅防音にしても、いわゆる先ほど議員が言われたように、たった道路1本の線引きで、これが騒音問題を解決するものではございません。そしてまた、電気代も基地があるためにクーラーを入れればたくさん出さなきゃいかんという形になろうかと思えます。

そういう形の中で、やはりソーラーもそれぞれの防音した家に、ちゃんと基地対策の中でソーラーシステム

をつけて、それを売電できるような形に私はしてもらような運動、これは当然せにゃいかんと思っております。

そして、またまずコンター内の家屋で、平成4年以降に建った家、これが全く防音の対象になっていないと、これは激しく町で物申しているところでございます。何分、いわゆる政令を変えなきゃいかんとか、だから変えれと、僕は防衛局のほうに言っているんですよ。政令を早く変えてくれということで、そうすれば平成4年以降に建った家でも防音対象になるであろうと、そしてまたコンターということで、コンターでも同じ集落内でコンターの違うところがございます。

そういうことで、こういう見直しもどんどんやってくれと、そうしないと飛行機が飛ぶのが、まあ、線路みたいになんかちゃんとしたレールがあるわけじゃないだろうと、少しはずれて飛ぶよという形の中で、だからそういう形の中でやっぱり基地問題というものを、ちゃんとした形で国も認識をしながら自治体に迷惑をかけてはと、今以上にちゃんとした予算づけを僕はしてほしいと、先ほどの航空博物館の問題も、国がこういうのをつくるから、管理は町に任せるよと、そういう一つの考え方で僕は要求してまいろうと、このように考えております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 吉元君。

議員(7番 吉元 成一君) 町長、航空博物館の場合は微々たる話ですよ、何億か10億かそこの仕事のことでしょうから。

迷惑をかけとって、私は業者じゃないけ、余り詳しいことはわからないんですけど、基地の中の仕事なんかすべてよその人がしているんですよ。やっと入れたかなと思ったら、孫請け、ひ孫請けで、赤字が出るような仕事をさせられているんですよ。

それは確かに談合悪いですよ、いろいろ叫ばれました。仕分けがありました、蓮舫さんですか、天下りを許さん、みたいなことを言っていましたけど、結果として防衛問題については天下りじゃないとできんようにしてしまつと。何かと申しますと整備業界しかできないようなシステムになりつつあると、町内にも住民票を置いた方で、行橋に事務所を出している方と東築城に事務所を持った方と2人防音工事のお世話している、仕事をしている人がいますよね。こういう人たちが防音工事のクーラーのつけかえ工事の書類をつくるときの、諸経費が3万か4万予算から削られているから、もうしてあげられないんです、赤字が出るから。

じゃあ、どうするかといったら、家電屋さんでほとんど昔からの付き合いがある町内の電気屋さんに個人は頼むんです。電気屋さんが図面を書いてやらんと、図面を書かないけん、本当は家主である私が書かないけんような状態に、今国がしているんですよ。日頃トラクターに乗って稲刈りとか田をすいたりしよる人に、図面書けて、書けるわけはないでしょう、専門家が書かん。そうしないとクーラーのつけかえできないんですよ。

これはとんでもないことだと思うんですよ。だから、もう防音せんでいいとこうなる、じゃあ、クーラー入れて3万か5万儲けるかもしれませんが、5万儲けるんでも3万の儲けを捨てて2万しか儲からんと、これ地元業者の育成になります？ 地元に還元しています？ 国はそういう施策しかしていないんですよ。そんな細かいこ



とは町長の耳に入らんでしょう。

だから、ソーラーシステムでもすれば電気代も助かるし、地域の方が商売されている方も仕事もいただけると、こういうことも含めて私もソーラーのこと、今の震災の前までそう考えていなかったんですけど、それ指摘されたんですよ。電気代ただじゃないよと、議会出て基地対策委員会をやっちょるなら、テレっとしちょかんと言わんかと言われたんです。

だから、今後取り組みの中で町長が前向きにやると、町長が中央に行って、なんぼ口を酸っぱくして言ってもだめですよ。みんなひきつれて防衛局に行って、それから東京まで行って、ワイワイ言わんとだめな件も、だめなん、なんぼ言うても、もう時間もないし、この件はこれで、町長が前向きにやるということですから、ぜひ努力をしていただきたいということでやめます。

最後に、環境美化についてと、今、ごみの問題でいろいろありますけれども環境課長、ずっと町内一円を回ると、田んぼのあぜに粗大ごみというか、まあ、相手に言わせたら資源ごみでしょう。ずっと地区内に、ある地域一定のところにもものすごく目立ってあります。これはやっぱり、なんぼ自分が管理している土地であったとしても、景観もよくないし環境の美化という点で、環境課としてどういう対応をしていますか。

議長(田村 兼光君) 環境課長、永野君。

環境課長(永野 隆信君) 地元からの苦情等によりまして、再三当事者とはお会いしております。それで環境課、建設課、それから県の保健環境事務所と豊前署と合同で調査と聴取を行っております。

議員先ほど言われましたけれども、廃棄物と有価物との判断は大変難しいものがございまして、本人の主張が有価物であるということ、それからそれを売却できる市場が存在することということで、有価物と認めざるを得ないということでございまして、やめさせる手だてでは現状ではないというのが現状でございます。

議長(田村 兼光君) あのね、もうちょっとマイクを使って、はっきり、大きい声で。

環境課長(永野 隆信君) はい。廃棄物と有価物との判断、これについては本人の主張が有価物であるということ、それからまたそれを売却できる市場があること等を勧告しまして、有価物と認めざるを得ず、やめさせる手だてがないというのが現状でございます。

しかしながら、町道敷におかれているものにつきましては、建設課のほうから5月7日に注意書を、それからそれでも改善が見られませんでしたので7月27日に、8月31日までに除去するよう勧告書を手渡しております。先週、確認にまいりましたが、ちょうど片づけている最中でございました、当事者が。それでももう少し日数がかかるということでございました。

それで、環境課といたしましても、人家の横においてあるものもございまして、景観を損なうこと、それから長期間積み置きをしないこと、それから害虫等の発生も危惧されて近所に迷惑をかかりますので、その点の指導を行っております。町道敷の片づけが終わり次第、人家横のあぜに置いている部分については、片づけるとの回答を得ておりますので、ぜひ近くにはまいります。

以上です。

議長(田村 兼光君) 吉元君。

議員(7番 吉元 成一君) 先日お伺いしたときもそう言っていました。自分の管理する土地だと主張していると言っていましたけど、すべてがその方の所有する土地じゃなくて管理を委託まかされている土地かもしれないので、やっぱり本当の所有者ともお願いして、こういう景観もよくないし、あまりよくないから、ちゃんと話し合いをしてくれと、そう言った取り組みをしていただきたいと思います。

それと、ついぞとってはなんですけども、ちょっと気になるのが最近、今有価物といいましたが、空き缶は有価物ですよ、空き缶とか瓶とか、これ前回、前任期時代に問題になって業者が返還したと、処分したということで返還したという事実があります。そして今よそから、ごみの集積場に町のごみ袋に入れた空き缶とか、その有価物、資源ごみ、これを夜中に取りに来ると、そういう現場も役場の職員も見たと話を聞いていますが、そのことによって前回払い戻しをしていただいた業者が、また売りよるんじゃないかという疑いをかけられるということも可能性もあります。

それと、もう1つは、ちゃんと委託業務で受けているわけですから、ごみの量が減ると契約金も減さないかと状況になってきます。これはしかし、業者の落度じゃなくして、いわゆる有価物は金になるんやから泥棒でしょう。よそから来て泥棒しよるんやったら、そのことについての指導を徹底して、犯罪ですから警察あたりに届け出て、きちっと整理を、もう時間もないからするような取り組みを前向きにしていきたいと思います。が、取り組みをしますか。

議長(田村 兼光君) 永野君。

環境課長(永野 隆信君) 資源ごみの抜き取り、この問題につきましては各自治体が苦慮しているところでございます。それで、豊前署の生活安全課のほうと協議いたしました。回答は行政として早朝パトロール、それから表示板等の掲示を行って、条例等の改正も必要であろうということでした。

したがって罰則規定等を設けるのであれば、警察との協議も必要になってまいりますし、それに向けて着手はしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 吉元君。

議員(7番 吉元 成一君) 業者も築城地区2社と椎田地区1社いますので、その業者が椎田の、前回の対象者だけでなくして、築城の業者の方もいい迷惑になる可能性がありますので、今後そういったことを前向きに、1日も早く解決するような取り組みをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長(田村 兼光君) はい。

.....

議長(田村 兼光君) では、2番目に、15番、武道修司議員。

議員(15番 武道 修司君) 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、最初に、100歳のお祝いについてということで質問させていただきます。

なぜこれを出したかと言うと、先日というか2カ月ほど前になるんですが、住民の方から100歳になったときに、お祝いをもたらえる人ともらえない人がいるのではないかという質問を受けました。私も敬老会で表彰をちゃんと受けているから、多分皆さん受けられているのではないかというふうにしたんですが、いろいろと調べていく中で、敬老会の時点で100歳になっている方、それと翌年の3月31日までに100歳になる見込みのある方が敬老会の表彰の対象になると、これは国・県も同じような考え方ではないかなというふうに思うんですが、この中で、一つひっかかってくる点が、4月の1日から基準になるのが8月末なのか9月の頭なのかわかりませんが、その前までに100歳になって、例えば4月に100歳になって5月に亡くなったと、するとその方は表彰が受けられないということになっている。

例えば60歳とか80歳とかいう節目のお祝いを、町全体でお祝いをするというのは、ちょっとそこまでは必要性はないかなというふうに思うんですが、100歳という、昔テレビでもあったんですけど、きんも100歳、ぎんも100歳というのがありましたけれども、やっぱり100歳という、やはり長寿ということになるんだろうと思います。で、こつしが11名の方が100歳になられた。例年からいくと5人が6人ぐらいではないかなと、まあ、できれば100歳のお祝いを、やはりしっかり町のほうでしてあげることがやはり必要ではないかなというふうに、つくづくその話を聞いたときに感じた。

もらえる人ともらえない人がある、表彰を受けられる方と受けられない方があるということで、現状そういうふうな問題点があるということを知ったときに、町のほうでそういうふうな対応を、過去そういうふうな意見があったのか、なかったのか、その中でそういうふうな話を今まで気づいていたのか、気づいていなかったのか。

もう1点、最後、そういうふうな点を踏まえて、今後どういうふうな計画とか考え方があるのかどうかをお聞きしたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 高橋さん。

福祉課長(高橋 美輝君) 福祉課、高橋でございます。

武道議員の質問についてお答えいたします。

まず、初めに以前のことでございますけれども、今まで100歳の表彰につきまして、亡くなられた方についての意見につきましては、福祉課のほうに届いてはおりません。

それから、現在100歳の表彰につきましては、当該年度中に満100歳に達した方を対象に、敬老の日を中心に日程を町長と調整しまして、町長が各戸を訪問して御本人に贈呈しておりますが、武道議員さんのおっしゃられましたように、対象者の誕生日当日につきましては100歳のお祝いは今のところ行っておりません。

老人の日以前に、満100歳の誕生日を迎えた方について今のところ、もし不幸にして亡くなられた方がおられたということでありましたら、その方については9月1日現在、健在されている方について表彰をしておりますので、今後そういう方につきましても100歳の誕生日を迎える前に亡くなられた方がおられましても、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 武道君。

議員(15番 武道 修司君) 実際、この半年間で100歳になって亡くられるという確率的にはすごく低い話ではないかと思うんですが、たまたま今回そういうふうな話があって、仮定での、想定した中での話であったんで、そういうことは実際ないかもしれないけど、こういうことも想定しながら町の運営というものはやって、住民の方々にというか、その100歳を迎えた方に、やはり町としてもやっぱりちゃんとお祝いしてあげることが必要ではないかというふうな、想定的なことでもちょっと考えていたわけなんです。

実際そういうふうな例を一応聞いてみたら、ことし11人の方が100歳になる対象者ですね、その中で1人の方が、もう既に亡くられたということもあります。ただ、たまたま今回、そういうのを確認をしたら、対象者がそういう方がおられたということもありますんで、やはりそういうことも想定をしながら、町の運営というかそういうことをしていかないといけないんじゃないかなと。

私もこの質問を住民の方からされたときに、ああ、これは一つの盲点かなと、だからそういうふうな盲点がないように、やはりいろんな面で考えて対応していただきたい。

100歳になるんですから、できれば誕生日のときに、誕生日の翌日でもかまいませんけれど、100歳おめでとうということで、町長がみずから行ってお祝いをするとか、町長が行けなければ副町長が行ってお祝いをするとか、何か年間に100人も200人もおるわけじゃないんで、そういうふうな対応をちょっとでも考えていただければなと思いますけど、町長、なにかその点について、何か考えがあれば教えていただきたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 町長、新川君。

町長(新川 久三君) 武道議員の指摘で、まさにそのとおりと僕は思っています。

基準日は敬老の日が基準になっておりますので、敬老の日以降に100歳になる人は表彰するんですね、学年年齢で同級生の人は、だけど4月2日から敬老の日まで生まれた方でその間に亡くなった方、これ表彰の対象になっていないんですね。まさにそのとおりということで、99歳の祝いは、白寿の祝いはしているんですけれども、100、桃の祝いはしていないという形になるんで、そこのとこ本当に指摘があったんで、今後そういう方々、事前に町の祝い状を出すとかいう形は当然、そして後9月以降はまとめて出すとか、そういうことは必要かなと、今感じたんで検討しながら、ぜひ来年そういう、事例もほとんどなかったんですよ、ことし指摘が1件あったということで、僕は知らなかったんですけど、もしあれば、これはやっぱり誕生日に行くべきかなと、その間は、そういうことで来年ちょっとそういう形で実施してもいいんじゃないかなと思っております。

議長(田村 兼光君) 武道君。

議員(15番 武道 修司君) 内容についてはちょっと検討していただいて、場合によっては敬老会の関係とかいろいろとあるだろうし、場合によっては条例等の関係も出てくるかもわかりませんので、十分検討してなるべく優しい、住民に優しい行政を目指していただきたいというふうに思います。

続いて下水道整備についてということで、質問させていただきたいと思います。

この質問は、6月の議会のときに信田議員からもう少し質問が入っていた案件です。実は、これ3年か5年くらい前だったと思うんですが、合併するときだったか、合併した後だったか、まあ、そのぐらいのときの時期なんですけど、その下水道整備ができないだろうかという相談を受けて、その当時、下水道課のほうに相談に行ったら、前回6月に町長が回答されている内容で、都市計画区域に入っているということで対象にならないという話があって、そのときにどうか努力はできるだろうということで、住民の方が直接下水道課のほうに来て話をし、前向きにやりましょうという話までなっていたと、そこまで私は聞いていたんです。だから、もうっきり私はそういうふうな方向でやっていただいたんだらうというふうに思っていたんです。

ところが、前回6月の議会で、その信田議員からの質問で、今から検討するような話があったんで、ちょっとどうなのかなあということで、直接住民の方々のところに行って、その前に相談を受けたときがあったんで、その方々のところに行って聞いたら、いや、その後何もないと、で、なぜそのような話が頓挫したかという、6軒ぐらいあるんですね家が、5軒か6軒あるんですけど、全員の承諾書、全員の印鑑がそろわないと工事はしませんと言われたと、で、全員の印鑑がそろわなかったんで、その工事を諦めたという話だったんです。そういうふうな話に来ていなくて、前回6月議会のときにそういう話があったんで、ちょっとおかしいなということで、下水道課のほうにもいろいろと話を聞いて行ったり、副町長のところに話を聞いて行ったりしたら、実際的には進んでいなかったというのが現状だったと。

これ、先ほどの盲点の話じゃないですけど、西高塚の峯原住宅を建てるときに、基本的に都市計画区域の中に入っていないと町営住宅が建てられないと、で、都市計画区域の中に入れたと、農業集落排水事業がそのせいでできなかつた。これはもう仕方ないと言えば仕方ないかもしれません。

ただ、今、築上町というか旧椎田の中で、公共下水の整備が今話があるんです。都市計画区域の中であれば、公共下水の話のときには説明をしてその中に入れなさいといけないということになっているんだらうと思うんです。ところが今度は公共下水の話のときに、その五、六軒ですか、話にも行っていない、話の中にも入っていない、図面の中にも入っていない。根本的におかしなことをやってきている。

その信田議員からの説明の中で、町長が答えているのは、市町村管理型の合併浄化槽をすればどうだろうかというふうなことも、前回言われている。そういうふうな方向で話が進んでいるのかなというふうに思っていたら、8月の段階で住民の方にそういうふうな話を聞いたら、いや、話は一切なにもないと、全然そういうふうなことも起きていないと、話もないし相談もないと、で、副町長のところに、そういうふうな話でということで相談に行ったら、いやまだそういうふうな話はできていないだろうということで、下水道課のほうで今お話をしたら、今から調査をやりましょうというふうな話にちょっとなっているみたいなんですけど。

今、私が話した内容が間違っているところがあれば訂正をしていただきたいのと、それと、今後こういうふうな問題を踏まえて、再度、これ信田議員にも答えを一回回答していますが、再度どういうふうにするのか、今後どういうふうな計画でやっていくのかをお聞きしたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 課長、古田君。

下水道課長(古田 和由君) 下水道課長、古田です。よろしくお願いいたします。

今の御質問等の、それから内容につきましては、一応議員さんのおっしゃるとおりでございます。

下水道課にいたしましても、整備につきましてはいろいろ検討していく中で、一部取り残した部分があるのは承知しておりますが、整備的に前回の分で合併浄化槽等の施設的な検討をさせていただいて、住民の方にも御説明をいたしましたが、なかなかその分についても一般的な下水道につなげたいということでもありますので、今回、西高塚の皆様には御心配をおかけすることになっておりますが、住民の意向調査も自主的に、すぐに行いながら下水道整備をしようとする前向きに検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 前回はそういうふうな話をしているんです、6月に。結果的に6月から今9月ですけど、結果的には住民の人には説明をしていない。

だから、すぐにやはりこういうことをやりますよと言うのであれば、住民の方のところに行って、こういうふうなことをやりますよとか、こういうふうな状況になっていますという説明を、やはりちゃんとして、仕事をやっていますよというアピールではないんですが、住民の人たちにやっぱり安心感を与えるという仕事をしないといけないのではないかなというふうに思います。

特に、公共下水の話も既に話が進んでいる中で、その住民の人たちは、もう完全に取り残されたなというのは甚だ感じているわけですね。農業集落排水には入らない、都市計画区域に入っている、公共下水のほうからも話がないと、そういうふうな状況の中で1日も早く対応をして、そういうふうな前向きな方法、町長言われるように、市町村管理型の合併浄化槽という方法もあるだろうし、今いろいろと確認をしたら、農業集落排水事業のほうにもつなぐこともできるというふうな話もあります。

場合によっては、今公共下水の話が進んでいますので、その公共下水の中に入れるとか、いろんな方向性を出して住民の人に説明をして、1日も早く安心を与えるということが必要ではないかと思っておりますが、そういう点も踏まえて、今下水道課長が話しましたけど、町長か副町長、前向きにやるかどうかを回答をお願いしたいと思います。

議長(田村 兼光君) 町長、新川君。

町長(新川 久三君) 都市計画区域という形に入っていますけど、一応経費的には農業集落排水事業の中につなぎ込むのが、私は一番安いと、合併浄化槽でやるよりも、僕はそっちのほうが安いと思っておりますので、国の補助金をもらうのはちょっと難しいと思うので、単費でもやっていってもいいんじゃないかと思っておりますので、下水道課の方にはそういう形で取り組みをさせます。

議長(田村 兼光君) 武道君。

議員(15番 武道 修司君) 1日も早く住民に安心を与えるために、対応をお願いしたいというふうに思い

ます。また下水道課のほうで、住民の人たちには1日も早く説明に行っていたいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、この次に教育委員会、教育の関係で質問をさせていただきます。

この質問も過去何度もさせてもらっています。対応をやっている、4月から準備はいいんだというふうな話は去年、これは早い段階から対応しないといけないんじゃないかということで、去年質問をずっとやってきた案件です。

ところが現状、実際はどうかちょっとわかりませんが、私の聞いた範囲であれば、まだ講師の数が足りないとか、柔道のほうはどうにかなったけど剣道のほうはまだ何もできていないとか、ダンスの対応ができていないとか、最終的な人数の方向性とか内容的なものに対して、まだ計画ができていないというふうな話をちらっと聞いたんですが、現状というか、これ来年の4月の1日から始まる授業ですから、新学習指導要領を基本で考えるのであれば、これを無視してもうやらないよというのであれば別ですけど、基本的には来年の4月1日からやらなければいけないと国から定められたことなので、来年の4月1日から、実際この内容が対応できるのかどうかをお聞きしたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 教育長。

教育長(神 宗紀君) 教育長です。

ただいまの質問ですけれども、実はこういうふうになっています。武道の中には柔道、剣道、それから相撲、場合によってはなぎなたあたりもいいですよと、こういうようなことになっているんですけども、その中から一つを選んで履修させると、こういうことから、一応、今、両中学校では来年以降本格的に取り組まなくちゃなりません、柔道を目標に今取り組んでいるところであります。

そのためには柔道着もそろえておりますし、築城中学はこのたび120枚畳を購入いたしまして、その準備はできています。なお、指導者については、各学校の体育の教諭で指導ができると思います。そのために講習会、研修会等が行われておりますし、この夏休みも受講に行っているはずですし、今後ともそういう機会は持ってくれると、こういうふうに思っております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 前に聞いたとき、いろんな方向でやっていきたいというふうな話があったんです。私は去年聞いたときは、希望をとって、まあ、昔の高校のときに必須科目ということで、県道、柔道を選考して行って、その中で子供たちに選ばせてやっていきたいというふうなことを、1年前のときには聞いていたと思うんです。そういうふうな説明だったと思います。

ところが今、柔道だけだと、柔道だけだというふうな話であれば、ただ、女の子にしても男の子にしても全員柔道ということになるんだろうと思います。ある程度幅を持たせて、こういうことをやってみたい、ああいうことをやってみたいという教育の幅というのは、結果的には本来、新学習指導要領というのはそういうものをやる

ために、新学習指導要領ができたんだろうと思うんです。

ところが築上町として、早い対応をと言っていたにもかかわらず対応が遅れていって、なおかつ今の段階で狭まった教育というようなことになってくるのではないかというふうに思いますが、柔道だけになったといういきさつ、それとなぜ幅を広くしないのかという問題、それと柔道になった住民とか子供たちとか関係者、いろんなところに意見を収集したのかどうなのかをお聞きしたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 教育長。

教育長(神 宗紀君) この武道については、学習指導要領に従っていくということになると思うんですけれども、今議員さん御指摘のように、去年私もちょっと誤解しているところがありまして、柔道、剣道は選択ができるのではないかと、高等学校は実はそういうふうにやっています。

ところが、今現状としては、まちに剣道の道具を一式揃えるような財政的な面ありませんし、恐らく、よそ見をするわけではありませんけれども、他の学校、地区も多分柔道か剣道か、剣道というところは多分ないと思うんですけれども、そういうことで出発をするのではないかと思います。

ただ、行く行くは剣道もその中に入ってくる可能性は、わたしは十分あるのではないかと思います。そういうふうに思っておりますけど。

議長(田村 兼光君) 武道君。

議員(15番 武道 修司君) 結果的に、これも1年ほど、まあ、教育課長もいますけど、早い対応をと、で、そのときに私は話したはずなんです。柔道であれば柔道着で金額的には安いであろうと、でも剣道をする場合は竹刀から防具からするためには費用もかかってくる。そういうふうな点も踏まえて早いい段階で準備しておかないと、資金的な面にしても、講師の関係にしてもいろいろと問題が出てくるのではないですかという質問のときに、それはやりますということやったんです。

ところがふたを開けて見たら、できていない。結果的にはすごい、後手、後手に回った結果ではないかなと思うんです。やはり最終的に柔道を選んだというのであれば、それはそれで仕方ないです。

ところが、町内には剣道をされている方、柔道をされている方、子供たちの中には剣道をしたい、柔道をしたい、いろんな子供もいると思うんです。その子供たちの意見や地域の人たちの意見を一切聞いてなく、その柔道だけに決まったというのは、果たしていい方向の教育になっているのかというふうにちょっと思うんですが、その点についてもう一度、柔道に決まった経過というか、どの場でどういうふうな形で話し合っただけで決まったのかを教えていただきたいと思います。

議長(田村 兼光君) 教育長。

教育長(神 宗紀君) 後手に回っているという御指摘でしたけど、私はそのように、実は思っておりません。

むしろ築城中学、椎田中学ともに私は先に先行していると思います。多分よその学校にはこういうところはないと思います。例えば築城中学の場合は、もう21年度から柔道に取り組んでいます、実際に。それから椎田中学も今、既にことしやっています。そして2年の場合は男子に柔道、女子はその時間ダンスと、こういう



ふうな指導を、実はしてきております。

実は、学習指導要領はこういうふうな指摘なんですね。柔道、剣道、相撲の中から一つを選択して履修できるようにしなさいと、こういうことなんです。だから、どれか一つ、柔道もしなさい、剣道もしなさいではないんです。だから将来的には多分私はそういうふうな幅が出てくるとは思いますけれども、今出発時点、来年度から本当の出発点ですけれども、今のところはそうで、別にそれは後手になっているというふうには、私はそういうふうには考えておりません。

議長(田村 兼光君) 武道君。

議員(15番 武道 修司君) 新学習指導要領の中身でいくと、今教育長の考えと、私の考えは違うんです。

その中から一つというのが、中学生にその中の一つを選ばせる、例えば柔道も剣道も両方ともできるよというんじゃなくて、柔道は柔道、剣道は剣道、学校がこれしかしてはいけませんというふうになっているのではないと思うんです。私はそのように読んでいるんですけどね、新学習指導要領は、子供が選考して、例えば剣道をやります、柔道をやります、その中から一つを選びなさいと、子供に選びなさいということが進学指導要領の中身ではないですかね。学校が選びなさい、地域が選びなさいというように私はなっていないというふうに思うんですが、その辺意見違いますかね。

議長(田村 兼光君) 教育長。

教育長(神 宗紀君) これは私の解釈のほうが正しいと思います。ちゅうのは、子供たちにあんた相撲しますか、剣道しますか、柔道しますかそういう選択ではなくて、学校がどれを選びますか、どの種目を選びますかという選択、そういうふうに僕は理解しております。

議長(田村 兼光君) 武道君。

議員(15番 武道 修司君) これは新学習指導要領のことなんで、ここで教育長と二人で論議しても、そう意味ないんですが、もともと高校生でもそうですけど柔道か剣道かという形で選んできたわけです、過去。その流れが基本的な私は考え方で、今回の新学習指導要領というのはできているものというふうに私は理解しているもんで、教育長と私のこの考え方は若干違うかもしれませんが、やはり子供たちに幅広く教育を受ける、その幅というか、教育の幅というのを、やはり町として提供しなければいけないのではないかというふうには、私は思っているんです。

私は剣道をやっているからとか、やっていたからということじゃなくて、体格的にやはり柔道はという抵抗感がある人とか、腕の問題とか足の問題とか、どうしてもできないとかいう子が出てくる可能性が出てくるわけです。そういう中で選考できる幅、選ばれる幅というのをちゃんとしっかりしていけないといけないんじゃないかなということと。

今のこの時代、ちょっとなかなか難しい問題があって、男性、女性の差別の問題があります。その男性がこれをしちゃいけない、女性がこれをしちゃいけないとかいうことは基本的にはやっちゃいけないというふうな話が、今社会一般的には出てきているわけですね。ところが学校では、今、教育長が言われるように、

男子は柔道、女子はダンス、だからこういう点にしても、やはり例えばその女の子でも私は柔道をしたい、男子でも私はダンスをしたいという子はおられるだろうと思うんです。

例えばこの近隣でいうと青豊高校とか、ダンスの関係で日本一ですか、全国大会に行ったりとか、世界に行ったりとかしています。その中には当然男の子もおってダンスチームで全国大会に行ったりやっているわけですね。

そういうふうなことを考えると、やっぱり幅広くするということが教育の、私は原点ではないかなというふうに思いますんで、今、解釈の違いもありますけど、今後、後手に回らないように早い段階で対応していきながら、幅広い教育を子供たちに受けさせるべきではないかなと。

先ほど21年度から柔道をやっているというのがありましたけど、これはたまたま、今の教頭先生が椎田中学校から築城中学校に行って、今の築城中学校をちゃんと立て直さないけんということでやり始めたというのが基準であって、この新学習指導要領に基づいて始めたということではないわけです。だから、その新学習指導要領で先行していているということではなくて、たまたま偶然にその流れがそういうことになっていたということであって。

だから私は、後手、後手という言い方をすると、やっぱり教育長仕事をしていないんじゃないかというようなことがあったらいけないんですが、そうじゃないんですけどね。やはり早い対応、その方向性、子供たちや地域の人たちに理解できるような説明を私はするべきではないかなというふうに思いますし、その幅広い教育現場をつくるということが必要ではないかと思えますけど、最後に考え方について、教育長の考え方をお願いしたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 教育長。

教育長(神 宗紀君) ただいまの意見については、もう議員指摘のとおりだと思います。幅広く子供たちに、やっぱり選択の幅を持たせて、そういう時代が私は来ると考えておりますけれども、まあ、なにせ来年からの出発ですから、ちょっとその点での窮屈さはありますけれども、将来的には当然そうなるべきだということに考えています。

議長(田村 兼光君) 武道君。

議員(15番 武道 修司君) これ以上論議をしても平行線的なところもありますが、とにかく子供たちに幅広く将来的に、あのときこれをやっておきたかったとか、これできなかったとかいうんじゃなくて、大人になったときも、あのときこれを選んでよかったとかいうような教育ができるように、頑張っていたきたいというふうに思います。

最後の質問に入ります。「メタセの杜について」ということで質問を出しています。

これは、なぜこういうふうな質問を出したかといいますと、昨年高速道路の無料化の実験が始まったときに、無料化の反対ということで私は主張させてもらいました。ところが無料化になって、こうしたわけなんですけど、その中で「メタセの杜」ないしこの築上町内の業者が2割から3割、少ないところでも1割の影響があったと、

売り上げに。実質的に3割の売り上げが減るということは、どういうことかと言うと、ただ単に収益が3割減るんじゃないんです。3割売り上げが減ったときにコストは変わらないということになると、実質的に利益がなくなったり、赤字になったりということになる。

「メタセの杜」も集客人数が一時は3割くらい減ったとか、売り上げは1割減ったとかいうこともありました。無料化が終わって、今かなり戻ってきているというのが現状としてあると思うんです。その「メタセの杜」の社長も、副町長されていますので、後で副町長にお聞きしたいと思いますが、とりあえず無料化の実験が始まって、終わってもとに戻りました。

問題はこの先です。高速道路が完全に後5年後、完全に開通します。開通したときに東九州自動車道で南のほうに下っていく人たちが、この地域を、下の道を通らなくなるというリスクを今抱えているというのがあるんだろうと思います。無料化になる、ならない以前に。しっかりとこの地域を寄っていただく、この地域に降りていただく、その施策は今から十分に対応していかないといけないという状況は来ているんだろうと思うんですが、その点について、そこで副町長に質問をさせていただきます。

現状「メタセの杜」、一つの築上町の地域の商業のバロメーターになるんじゃないかということで、一応「メタセの杜」ということで質問させてもらっていますんで、そのバロメーターの一つとしてその「メタセの杜」が現状どのようになっているのか、で、将来的に先ほど話したように、東九州自動車道が開通したときに、この地域の産業を守るためにその一環として、その「メタセの杜」の対応としてどのようなことを考えているのかを、できれば副町長に回答お願いしたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 副町長。

副町長(八野 紘海君) 副町長です。

6月29日から無料化廃止になりまして、約もう2カ月半位経ちます。データの6月29日から8月28日までのデータでありますと14.3%は売り上げが伸びております。客足は15.7%ですけど、ただその中に基地隊員食堂カレーが2カ月間に9,000食、420万円くらい売り上げておりますので、差し引きしますと9.5%とか10%の伸びという形になっております。無料開始になって実質15のうち10、特に大きいのが、弁当が15%くらい伸びたというような内容になっております。

それで無料化になりまして従前の姿、2万台が椎勝線国道10号線に流れて行きまして、10号線もスタンド、飲料店と言いますか食べる場所も従前までに回復したという話も聞いております。そして東九州の完成が26年度、27年の3月をめどに完成をして今急ピッチで工事はされております。先々週でしたか議長と町からは私と行くということで、椎田区間から宇佐区間までの道路の現状視察をしました。大手ゼネコンで工事をもう既にしておりますので、もうトンネルもほげておりますし、工事は順調に行ってるという感想は受けております。

その中で豊津までが26年の3月、その後は27年の3月ということで全線開通します。そしてメタセを将来どうするのかということで、今、メタセの1日の来客数が1,100人か1,200人前後、それで森林組合、京築グ

ランド館ができています。あそこの売り上げが1日話聞きますと6万円弱ということで180から200万円ということで、森林組合もその館の維持管理運営については黒字になっているという話も実績として上がっております。

そういうふうな中で、東側の国有地が大きく空いています。先ほど吉元議員が質問もありましたように東側の国有地をそれを借り上げて、3月議会で塩田議員の話もありましたけど築上町インター2つありますので、インター降りて次のインターで上がるのは無料にできないだろうかという提案もございます。そういうことで東側の国有地をいかに利用するべきかということも必要じゃなからうかなと思っております。

その中で、先程吉元議員が資料館ですか、基地の。そういうこと、今参考館というのは基地の中にありまして、窯跡公園で9月4日まで戦争と言うタイトルで参考館の資料を出しております。そういうことで航空博物館まで大きなやつをつくるという、個人的な感想ですけど今の段階では、気持ちもありませんけどそういう資料館を含めて飛行機を並べて、その周辺にも先ほど吉元議員さんから提案ありましたようなスポーツ施設という形で、大きく広大な土地がありますので東九州自動車道の全線開通に向けての対策もありますので、提案は塩田議員、吉元議員、今、武道議員もありましたけど、検討委員会と言いますか、基地の東側の利用検討委員会を議会のほうで立ち上げていただきまして、そして基地対策委員会と町と一緒に椎田船迫線の補助、そしてまたその利用でそれを防衛省のほうでできないだろうか、もしくは75の補助かなんか取れればいいんじゃないかなと思っております。そういう考え方はございます。

そういうことでぜひ今基地対策委員会を中心に検討していただきまして、本省のほうに陳情、27年度3月までに実現できれば町にとって、またメタセにとっていいんじゃないかなと思っております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) 副町長がそれなりに考えているというか、東九州自動車道ができた段階でこのメタセが生き残れるか残れないかというような状況も考えられないわけではないです。

これが生き残るか生き残れないかによって、この築上町全体の産業が、商業も含めてちゃんとできるかできないかと。だから「メタセの杜」だけではなくて築上町全体の産業というか商業というか、そういうふうな点も踏まえて計画なり考えていただかないといけないのかなというふうに思っています。

今航空博物館というか航空博物館と言うと浜松ですか、防衛省が経営しているというか運営している。後、三沢のほうに県営で航空博物館と、後、小松とかいろいろと各地あるわけなんですけど、福岡県でいくと大刀洗に町営でされている博物館も資料館もあります。そういうふうないろんなところもありますんで、そういうふうな対応ができるのかできないのか、そういう方向も副町長はメタセの立場でそういうことを話されると思うんですが、町として、町長としてそういうふうな方向性を町長と副町長の考え方が一致しているのかどうなのかをお聞きしたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) 広大な土地を提供しておるし、これは何とか利用せないかんだらうと思っておりますし、僕はあすこにソフトボール場10面ぐらいつくれば、皆さん土日に来て子供の大会開けるとか、そういうことも僕の脳裏の中にはありますけども、金がかかることだし、できればこれを自衛隊の皆さんで、いわゆる陸上自衛隊で整地してもらおうとかいろんな方法が出てこようし、国の力で僕はやってもらおうと、だから町の負担金なしに国の力で、基地があるために国にやれという形で福岡防衛局、それから防衛省に対して要求していくと。これが僕の進むべき道じゃなかろうかなと思っております。

議長(田村 兼光君) 武道議員。

議員(15番 武道 修司君) すべて防衛省のほうに全部出してもらって、はい、やってくれと言ってもなかなかできない部分もあるんでしょうけど。

とにかく、この地域が東九州自動車道ができて、忘れ去られるような、通り過ぎて行かれるようなまちなならないように、いろんな施策の中でその対応をしていただきたいと。またせっかく「メタセの杜」というところで今集客がかなり多くなってきています。自衛隊カレーもかなり売れているという状況もありますんで、そういう点をどんどんアピールしながら、築上町をアピールしていただければなというふうに思いますんで、よろしく願いをいたします。

以上で終わります。

.....

議長(田村 兼光君) 次に、3番目に、16番、西口議員。

途中で昼になるかわからんけど昼までで、後、午後またお願いします。

議員(16番 西口 周治君) お昼まで、お昼休みはとりますのでよろしく願い申し上げます。

まず、生活保護や年金生活者の考え方を問うということで。

これは、措置権者は町長でもないし当該長ではありませんけれども、住民の方々がそれぞれの思いを私のところにぶつけてきておりますので質問をさせていただきたいと思います。

まず町内における生活保護世帯数とあと人数、それに伴って国・県からの率からすると大体どのぐらいかということをお知らせ願いたいと思います。

議長(田村 兼光君) 高橋課長。

福祉課長(高橋 美輝君) 福祉課、高橋でございます。西口議員の質問についてお答えいたします。

まず生活保護世帯でございますが、平成23年6月現在で370世帯でございます。それから国・県の率からしますと全国の保護率は15.6%、これは前年度のデータでございます。それから23年6月現在で福岡県の保護率は24.9%、築上町の保護率は29.4%と保護率は全体的に高い状況でございます。

議長(田村 兼光君) はい、西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 昔、この築上町というかこの辺は非常に生活保護率が高いというて、日本一とかいうて、後で訂正した事象もございましたけれども、全体的な資料をもらいまして確かに低くはありませ

んけれども、町の名誉のためにいうと、県内でも11番目が京築の福祉事務所管内、だからベスト10とっていいのかわかりませんが、それには入っていないということで、この京築管内でも2番目というふうに築上町はなっているとふうにお聞きしております。2番、3番も一緒にいきたいと思います。

まず審査のあり方、これは当該町には審査をする権限はないと思いますけれども、非常に理不尽に思われている町民の方がおられます。何で生活保護を受給できているのというふうには、はてなマークをつけている住民の方もおられる。審査の状況、どういうふうな手続きの中で、どういうふうにすれば生活保護受給世帯になれるのかというその辺の説明をお願いします。

議長(田村 兼光君) 高橋課長。

福祉課長(高橋 美輝君) 福祉課、高橋でございます。

まず申請の手続きでございますが、福祉課の窓口においでいただいて、事情をお聞きしまして、申請書に必要項目を書いていただきまして、その項目に基づきまして民生委員さんの意見を聴取しながら、福祉課のほうで福祉環境事務所のほうに手渡す形になります。その後、福岡県の京築保健福祉環境事務所のほうで書類が届きましたら、そちらの世帯にお伺いしまして、事情を聴取しながら決定をするものでございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) まず、働け、働けないとかそういうふうな事情がたくさんあると思うんですが、私の聞いたのは、まず、家がない、家を持たれないとか、車を持たれないとかいうふうな話をちょっと聞いているんですが、そういうふうな基本的な事象というのはあるんですか。

議長(田村 兼光君) 高橋課長。

福祉課長(高橋 美輝君) 福祉課、高橋でございます。

制度の趣旨でございますが、生活に困窮する方に対して必要な保護を行い、最低の生活を保障するということになっておりますので、その中で、車それから家屋等についてということは対象外という形というふうに県のほうで伺っております。

議長(田村 兼光君) はい、西口議員。

議員(16番 西口 周治君) これは、ちょっとそちらの話から聞いたわけなんです、車も自分の名義じゃなければ乗れるんですね、免許証持っているから。免許証を持っているから乗れると。であれば、不正受給とは言いませんけれども、そういうこともできると。そして、ほかの市町村は唐突に審査に行きますよと言って、行っているんじゃない、審査で行きますよというとかまえますね。例えばテレビとかいろんな物があっても全部なくせばいいんだからというふうな世界になりますので、抜き打ちで検査をするというのがあったらいいんです。そういうふうなものも、当該町に関してはやっているのかやっていないのかということもありまして、そういうふうな要請を京築の保健事務所にしたことがあるのかということをお聞かせください。

議長(田村 兼光君) はい、高橋課長。

福祉課長(高橋 美輝君) 福祉課、高橋でございます。

今まで私が把握している限りでは、担当の方に連絡をとりまして、担当のほうから一応それぞれ該当者の方と連絡をとり合って、行く日にちを設定しているというふうに伺っております。

以上です。

議長(田村 兼光君) はい、西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 今言ったように相手に連絡すれば、我々だって全部片づけてしまえばなくなる話なんですよ。だから、行きますよというんじゃないでそういうふうな形でこういう審査というのをやったほうが、私はいいんじゃないだろうか。

一所懸命最低限度の生活をされている人、多々あるんです。その後にもありますけれども、年金生活者、これは国民年金基礎年金をいただけるのは6万8,000円ぐらいですね。それでも一所懸命生活をきゅうきゅうとして、それも税金を払われながら、それとか保険料を取られながら、すべてを払いながら生活をしているわけです。

生活保護世帯になると最低限度の生活を守られるために、税金を払いませんよね。当然ながら医者にかかったりしてもその扶助が出ます。何か壊れたのにも扶助制度の中で賄われるようになっております。できないとできないというふうな保護を受けているわけなんですよ。

それに対して、年金生活者というのはそういうふうなことはなく、自分の家があれば当然ながら固定資産税を払いながら、税金も払いながら、介護保険料とか取られる保険代も払いながら生活をやっている。年金生活者が6万8,000円ぐらいが基礎年金の部分の部分がいただけるんですけれども、生活保護世帯は大体幾らぐらいいただけるんですか。

議長(田村 兼光君) はい、高橋課長。

福祉課長(高橋 美輝君) 福祉課、高橋でございます。

町としましては、生活保護の支給に関して決定する権限はございませんけれども、保護費の支給につきましては、福岡県の京築保健環境事務所で行いますので、一応福祉事務所のほうにお尋ねいたしました。その世帯の状況で条件が異なりますので、一例を挙げて説明をさせていただきます。

例えば40歳から50歳代の御夫婦の方で年金をもらわれていない方でございますけれども、2人で生活されている方で、ほかに何の収入もない世帯の場合でございますけれども、生活費が一人当たり2万9,590円、それから御夫婦二人ですと5万9,180円という形になります。それに光熱水費が2人分で3万7,250円、この世帯の1カ月分の生活保護支給額が9万6,430円ということになるということでお話を伺っております。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) はい、西口議員。

議員(16番 西口 周治君) これを聞いて町長、私はあなたのどういうふうなまちづくり、どういうふうに住

みやすいまちをつくりたい、生活保護を受けてるから悪いといってるのではないのです。生活保護を受けなければ生活できない人は多々いるんです。でも、一所懸命もらわなくても生活をしようという人たちが強いられる負担というのがあるんですね。その辺の考え方というのは、町長はどう思いですか。

議長(田村 兼光君) はい、町長。

町長(新川 久三君) 生活保護はやむを得ず就労できないとか、病気にかかっているとか、そういう場合に受けるべきであろうし、これが恒常的になっているという一面もあります実際。これはやっぱり職がないというのが一番の原因ではなかろうかなと思うんで、働く場所をまちにつくる、この辺まちにできなければこの周辺で募集をかけてもらうような企業に来てもらうということが一番だろうと思いますけど、企業が来てもなかなか、今、保護を一たんもらってる方はこれを抜けるというよりも、もう楽しんで暮らすという考え方の人も多々あるようでございますし、そのところは非常にマンネリズム、これはやっぱり県のケースワーカー、これが入念にちゃんとチェックを、さっき言いよったようにチェックをしながら、そしてまた就労の場を斡旋するような機関をぴしゃっと県のほうで私はやってもらいたい。町にやれと言っても無理でございます、実際。だから、そういう形で県がぴしゃっとした行政をするように私は求めてまいりたいと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) はい、西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 今、国の風潮といいますが、国民の風潮といいますが、いいですか、稼げるときは一所懸命稼いで年金はもう入らないと、保険も入らないと、そしてずっと年をとって行って私は働けなくなったと、だから済みませんけど生活保護をいただけませんかと言ったら、すべてのお金、自分のお金で使えるんですね。だから、そういうふうにならないようにというのも、社会保険の人たちは全部天引きですから会社に入ればそういうふうになりますけれども、そういうふうな風潮が生まれられないようなまちと言うよりも、本当は国づくりをしていただければいけないんですけれども、確かに年金は国からの支給です。そして生活保護の分に関しましては県の支給になります。

だから当該町としては措置権者でもないし、ただし窓口としては福祉課のほうにあるというところで、もう少し県のほうに、ある程度調べていただきたいと。住民が言うんです。この人がこうあるよとか、こうやって車に乗ってきて、こんなしょうやないのとか。やはり一所懸命切り詰めて年金3万円しかもらってないけど、私はもうあなた生活保護をもらえばええやんと周りの人が言っても、それだけはせんと、一所懸命頑張るちゅうて、ちまちま働きながら年金を3万円ぐらいいただいて生活しているんです。満額じゃないから。でも、そういう人たちもいるということを考えれば、ある程度厳しく審査をしていただかないと、そういう人たちが報われない世界になっておると。そういう社会になったらいけないと。

だからこれに関しては、確か当該町がすべて行っていれば町長にあれせい、これせい、こうしてくれんかというふうなことを言えますけれども、そういうふうなやり方が町のひずみ、要は住民とのひずみを起こすようなことになっている可能性もありますよということ。だから、その辺を県に対して当該町としてはいつもいつも今から審査に行きますから、今日見に行きますからとかいうふうな事前に通告をしながらするんじゃなくて、



たまには抜き打ちで、本当に調べてみたらどうかというふうな事象を上を押し上げていただきたいと思うんですが、いかがですか。

議長(田村 兼光君) はい、町長。

町長(新川 久三君) 議員のおっしゃるとおりです。これはやっぱりちゃんとした形で、基準以内のものという、これはもう当然守ってもらわないかんし、そうすれば、もしあれば保護費を引くという形でやっていくべきであろうし、チェックを厳しくやるように、私も関係事務所長を通じて話をしてまいりたいと思います。

議長(田村 兼光君) はい、西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 本当に頑張ろうという気持ち起きるようなまちづくり。だから町長、先ほど言われましたけれども、就労の場がない、確かに今、本当に厳しい情勢です。生活保護率も上がるのはこれわかります。確かに今首を切られるような時代ですから。どんどん、どんどん自分から辞めるんじゃないで本当に会社の都合に応じて首を切っていくという事象が非常に多いですので、確かに次の年の国民健康保険料とか払えませんよ。去年までたくさん会社勤めで大きい額お金をもらっていて、それで急に首を切られて、じゃあ翌年に、去年あなた幾らもろったけん払いなさいよと言われても払えるはずがないというふうな事象も多々出ると思います。

だから、その辺は話に応じて分納とかいろいろ言われているとっておりますけれども、やはり働く場、そのまま続けて同じようなことなんです。だから働く場というのをつくっていただきたいというのも当然あります。

それで、一番最初の年金生活者、それと生活保護世帯のことにしましては、このぐらいでとどめておきますけれども、ぜひとも上のほうに言っていただきたいと思います。

もう一個、はい。12時にはやめます、一回。

今、町長がいただいたまちの活性化と就業、雇用対策についてというところが続いているんです。前、有永議員もよく言っていましたけれども、空き家対策。空き家を利用して何か商売さしてくれないかなという人たちもおられるみたいなんです。

そういうふうなのを利用してやりたいというふうな気持ちの方たちに対して、それと、もう一つはやはり田舎に住みたいという人たちもおられるわけなんです。都会からも脱皮して田舎に住みたいと。そういうふうな人たちの住むところ並びに就労の場、もしくはまた今度は高齢者が非常にふえてきているからといってパイロット事業したのはいいけれども、営農組合しているのはいいけれども、平均年齢が上がっていっていると。そうすれば、都会のほうから空き家に住んで就労を通して、この前の農業体験者やないけど来ましたよね、あの人が今住んで、東八田のほうに住まれて宇留津営農で一所懸命頑張っておる、そういうふうな状況をつくれるようにできないかというのが、まず1点目ですがいかがですか。

議長(田村 兼光君) 渡邊課長。

企画振興課長(渡邊 義治君) 企画振興課、渡邊です。

私のほうからは過疎対策におけますケア対策の考え方ですけれども、現在空き家調査を開始をしております。

す。再三にわたり、この空き家対策については御質問受けておりまして、できるだけ早めに取りまとめた上、できれば次年度には空き家バンク制度を立ち上げまして、都会、町内外からその利活用の希望者についての斡旋と言いますか、そういう場を空き家バンク制度を通じてつくりたいというふうに思っております。

定住化の促進という観点で今空き家対策をやっておりますので、先ほど御質問の中にあった商店街の活性化とかいうことにつきましては、また空き家対策とは切り離れた形でも、個別的な活用方策はつくっていてもいいんじゃないかなというふうには思っております。

議長(田村 兼光君) はい、西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 商店街の活性化というよりか、田舎のほうで空き家で近所のお年寄りの方が、例えば30人いればそこに来てお昼御飯を食べながら、皆で井戸端会議でもして、そしてまた帰っていくというふうな、病院に行ってあんた元気やったかねとか言われるんじゃないかと、その一番近い集落の中の空き家ちょっと大きい、田舎のほうは結構家が大きいので、そこでお昼御飯、食事くらい出してあげて3時にはコーヒーくらい飲んで、デイサービスの動ける人版をしたらどうかというふうな考え方もあるんです。

そうすれば、わざわざ病院に行ってお金を使って、あんた元気やったかね、あの人はこんやったけ病気になるっちゃせんかねという病院内の話、おかしな話が出ないようにしてくる。だから、そうすればそこで皆昔からおられるおじいちゃん、おばあちゃんたちが井戸端会議的なことでその空き家を再利用して、そしてそういうふうな公民館ですれば公民館というふうになりますけど、それは当然ながら今も健康づくりでいろいろやっておりますけども、そういう空き家の対策も考えたらいかがだろうかという、これは提案なんですけどいかがですか。

議長(田村 兼光君) はい、町長。

町長(新川 久三君) 農業地帯の空き家、これ一番困っているのは貸してくれと言ってもなかなか貸してくれない。というのが家財道具、それから仏壇、それを置いて法事やらはそこで帰ってする。しかし、それ以外は空けておるけど、そういう形で借りたいと申し出が来るんですけど、なかなかやっぱりそれがあったんじゃないということで借りたくても借りられない、そして本人もまたこれがあるから貸さないという家が多々あるんです。

こういうものをどういうふうにしていくかという、この検討も必要でございましょうし、先ほど言ったようにそういう空き家があれば、何軒か管理もだけど、本当は戸を開けたほうがいいんですね。空き家は戸を開けたほうが、湿気が多くならんで家が傷まんで済むということで、本来なら戸を開けて風通しをよくするとそういう形のほうがいいんですけど、なかなかそういうネックもあるんで、検討しながら前向きに進めてみたいと思います。

議長(田村 兼光君) はい、西口議員。

議員(16番 西口 周治君) やはり空き家は結構ありますので、貸せる、貸せないというのは個人的なものですから、町がどうせこうせというわけにはいかんと思いますけれども、とにかく空き家バンクをつくるということで、それ相応の住むというだけでない利用価値があるものが多々ありますので、その辺もこういうふう

利用してもいいですよというぐらいまでの範囲を求めた中での、住むというだけでないでそういうふうな範囲での空き家対策部分を練っていただきたいと、かように思います。ちょっとお昼しましょうか。

議長(田村 兼光君) それでは、これで午前中の質問を終わります。再開は午後1時からとします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

議長(田村 兼光君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

はい、西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 午前中に続きまして、町の活性化と就業対策についての、まず次は 番、浜宮周辺の計画、商工会提案はどう考えるかということでございますが、これは3年半ぐらい前だったですか、椎田町商工会さんのほうから町へ、こういうふうなものをつくったらどうかというふうな提案をされております。また、綱敷天満宮に参拝に来るお客さん、また梅祭りにくるお客さんが何万人という数があります。宣伝効果なくしてこれだけの集客力を持つ浜宮地区に対して、町のほうというよりか、まちのお土産を売ったりとか、そういうする場もありません。誰がもうかっているか、テキ屋さんがもうかっておる。あの人たちが綿菓子売ったり、お面売ったり、いろんなおもちゃを売ったりとかして、お金はそちらのほうに流れて行っていると。

せっかく、そんだけ何万人も来るキャパシティがありながら、まちはなにもせず指をくわえて、商業者の方々もどうかならんやろうかというふうな気持ちを持っている提案でございましたが、そのとき、それに対しての質問じゃなかったんですが、町長は舞台はつくと、その上で活躍してくれる人たちが町民であってほしいというふうなことを申しておりましたが、どのような計画をお持ちかお聞かせ願いたいと思います。

議長(田村 兼光君) はい、町長、新川君。

町長(新川 久三君) 確かに商工会から話はあっておりますけれども、具体的なまだまだそういう煮詰めの話はまだ出てきてないという状況でございますし、商工課のほうにも話はしていますけれども、商工会との打ち合わせ、これがまだ具体化してないというのが現実でございます。

議長(田村 兼光君) はい、西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 大体計画図、概要、図面、そしてこの前の最初の予算に浜の宮のトイレの改修というのが出ておりましたが、そういうふうなまで含めた中でのたしか提案だったと思います。

あそこには昔からあるお宮みたいなものもありますし、中津街道、旧中津街道も利用したような計画まで上がっていたと思います。これは県の予算でたしか商工会が上げたんじゃないかと思うんですが、そういうふうな状態をまちが計画し、まちがお金を使って上げたのではなく、全然他団体から上がってきた計画、図面まで出来上がっていますから、その辺はよく勘案されるべきじゃないかと私は思うんですがその辺はいかがなんですか。

議長(田村 兼光君) はい、新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には後そういう施設をつくれれば運営は当然商工会にしてもらわなきゃいかんし、さりとて町がつくて、もぬけのからという形になっても困るし、こういうものをぴしゃっと位置づけをしてからやらなきゃいかんということで、詳細など商工会との打ち合わせがこれは必要でございます。それが商工会のほうもないし、実際、町のほうも商工課が今ちょっとここに書いてありますけれども、「椎田拠点まちづくり提案」ということで動こうかということにしておるんで、詳細は商工課長のほうから。

議長(田村 兼光君) 久保君。

商工課長(久保 和明君) 商工課、久保です。

先ほど議員さんが申されました、商工会でこういった提案書を作成しております。平成20年度に県の商工連合会と椎田町の商工会によりまして、「築上町椎田ブランド化形成研究会」、これによって策定された椎田拠点まちづくり提案書、これにそういった現在の綱敷天満宮を中心とした浜の宮一体の海岸での、年間の観光客の数ですが約16万人、初もうで、あるいは梅まつり、そして潮干狩り等で16万人くらいの集客力を持ってありますし、築上町で一番集客力のある地域だと思っております。

それで、提案書としてはそういった形で町のほうに上がってまいりましたが、町の大型のプロジェクトでございますし、町の財政の状況がそのころよくなかったということで、構想の段階で取りまもらなくなっております、それ以上まだ進展を商工会との話をしておりませんし、進展が行われておりません。メインの浜の宮物産館につきましても、メタセの杜物産館との位置づけもありますし、位置づけとかそういった全体計画の関係で、商工会との協議が今後必要だと思います。

以上です。

議長(田村 兼光君) はい、西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 提案は住民側から持ってきて、それを形づけ肉づけをして、本当にそれでできるにかというふうなところまで持って行くのが私は行政のあり方だと思っております。でないと、これが本当のボトムアップとよく言われる方式だと私は思うんです。

それがボトムアップできないまま、そこで止まっていた状態のままずっと過ぎていけば何も意味がないと、だから住民が町に対して何を言っても、何も聞いてくれない、何もしてくれない、その不満の繰り返しというふうになるだけだと私は思います。

せっかく提案があった以上は、3年間たちますので課長は転々と変わりますけれども引き継ぎなり、そしてそういうふうな事象があったら、そういうものはやはり密に提案者と話し合って、その提案が役場職員の中で全員で頭知恵を絞ってそのぐらいのものができるとかということを聞きたいですよ、私は。

そういうノウハウをすべての人が持っていないんだから、そういうふうなノウハウを上げてきたものに対しては真摯に受け止めて、これからどういうふうにやっつけていかなきゃいけないと。財政状況がこうあったから、あああったからというのはそれはもう論外です。財政状況で全部ができないというのであれば、住民全員が困ったような状態になるはずなんですよ。

だから、そういう問題じゃなくてこれから先、「メタセの杜」とはまた全然考え方違うんですね。「メタセの杜」はそこに通過するお客さん、または集客するためにいろんなイベントを打ったりとかするのが、そして防衛省の空き地を利用させていただいてそしてやっていくと、そして物産館という名目上を打ち立ててやってきたと。

ところが浜の宮というところ綱敷天満宮には、今言われたように16万人客がもう来ているんです。16万人の人が1,000円落とせばというふうな考えなんです。それを、町内の業者さん商業者さんたちに落としてもらいたいというのが私の考えなんです。別によそから来た、たこ焼きを売ったりとか綿菓子や売ったりとかそういうふうな人たちだけが持って帰るんじゃないくて、せめてその3分の1でも、やはり町のいろんなお土産が売ればなと私はそう思います。

これから町長どうですか。そういうふうな話は、ここは持ち上がっているわけなんですから、これからはもう少し密に考えて、先行していくような考えはありませんか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 商工会のほうが後の運営をぴしゃっとやるという位置づけができれば、これはもうやぶかさでない。

というのが、私はこういうふうに考えております。先ほど言ったように町は舞台づくり、そして後の役者はそれぞれ商工会の方々が役者になって、いろんなものをすればいいわけですね。それをサポートするのが、また県とかいろんなところがございまして、そういうことで、本当に実態として答えがぴしゃっとできるという形になれば、それはそれで町としてはやぶさかでないし、それによって町民が収益をあげて商業が成り立つという形になれば、これは当然取り組んでまいります。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) そういうふうなものができるればできあがったで、雇用の創出になるわけなんですよ。

先ほどの続きじゃありませんけれども、そういうふうな観点の中からすべてが回っていると、一つのことを動かしたしたら、町長は前言いましたよね、一つの歯車が動き出したらすべてがうまい具合に動くんじゃないだろうかと、だからその歯車を動かすのは町長じゃないですかと言ったら、いや、僕ではありませんと言われましてけれども、私はそう思うんですよ。歯車一つを動かしてあげるのがあなたの役目だと思いますし、また国とか県とかへ補助金とか、その他もろもろとっていただく、その段取りをするのは課長さんたちであるでしょうけれども、最終的に行っていただいているのは町長の役目だと私は思っておりますので、その辺の補助も考えて前向きに検討していただきたいと思います。

そして、それに対して企業立地、3番目に企業立地とか誘致の関係を書いておりますけれども、町長はなければつくればいい、企業が来なければつくったらいいじゃないかというふうな考え方も持っておられます。前にエタノールに関してもそうですし、今度の今の分もそうだと思うんですよ。だから、企業はあくまでも誘致

という、今度、道路も改修してどうかしようというふうな話がありますけれども、どうなんですかね。目測というか、どこ、どこが来ますよとか、何が来ますよとかそういうふうなのは論外として、希望的観測として。

今、福岡には結構東北の工場がやってきております。で、ビルを借りきってコンピューターだけで仕事ができるような会社も来ています。いかんせんコンピューターだけで勝負をしようにもここは光がありませんからできんと思います。その辺の打診とか、そういうふうなこれからの展望はどういうふうにあるのか聞かせてください。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には、国のほうもいわゆる6次産業ということで、もう一応農業から商業までということ、一貫性をもった形での企業というもので、きのうの新聞にも企業立地ファンドというのが出ておまして、2,000億手当をすとか、これはサイトでそういう形の中で、何らかの形でやっぱり一つ企業が出て来なければ、ちゃんと私はやるべきであろうと思っておりますし、そして農業を基本にこの事業を展開すると、基本にはやっぱり農業ですね。

そして、先ほど企業誘致の話もございました。いわゆる日奈古グランド、これについては若干の職種がございます。そういうことで道路の改良も上げておりますし、今回企業立地の優遇条例、そしてもろもろのいわゆる企業に対する、まあ、これは条例にしなくて補助金制度という形でやっていこうということで、議案の付属資料につけておまして、これはとにかく企業が来てくれば、50人、100人の従業員が来れば、やっぱり相当雇用につながるというふうなことで頑張ってやっていく。

それと、干拓の中にも企業立地がありますし、本当に5ヘクタールも欲しいという企業があれば、僕は今農業公園の広場も私はいいとこのように言明しておりますので、そしてここに企業に来てもらうという形をとれば、これはもう県も何も、別に文句を言う筋合いはないので、ちゃんとお金も償還してしまっているし、後は農信の手続きもいらないということで、即座に企業が来て建設できるような状態になりますので、そういうことで、一応、今、県の企業自治課の方には、特に日奈古グランドを重点的に今話をしております。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 希望的観測というか、とにかく企業が来るといっても、町長、2期目ですからね。企業をいかに呼び込むかというのも、非常に大事でしょうけれども、公害を出すような企業は、私は来てほしくない、これだけは明言しておきたいと思います。

では、続きまして通学路の歩道設置状況と考え方についてというところで。

我が町は子供の命を守りますという題をあげて頑張っていると、町長は中学校3年生までは医療費の無料化というふうなことを立ち上げておりますけれども、私この前の議会でも言いましたけれども、けがをしたり病気になったから子供の命を守るんじゃなくて、その前の段階で子供の命を守っていただきたいと。

資料としていただいたのが、町内の小学生、特に歩いて行く小学生の歩道の設置状況、県道とあとサイパー、パイロット事業とかで進んだ農道に関しては、歩道が結構設置されておりますけども、町が管理する

道路に関しては非常に厳しい面があると思いますが、建設課長、その辺はいかがですか。

議長(田村 兼光君) 建設課長、中川君。

建設課長(中川 忠男君) 建設課、中川です。

西口議員の質問にお答えいたします。通学路の設置状況は今校区が8校区あります。全体の延長、通学路の延長でございますけれど5万9,540メートルございます。のうち、歩道の設置している延長が4,980メートルの歩道を設置しております。

今後の考え方でございますけど、通学路の歩道の設置については通行量等を考え、要件がそろえば逐次設置の方向で考えていきたいと思っております。19年以降で歩道を設置した路線は湊114号、椎田駅前から小学校のほうに東側に抜ける道路です。それで延長が218.8メートル施行しております。そこには歩道を設置しております。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 今の状況を聞いて、教育長いかが思います。

議長(田村 兼光君) 教育長。

教育長(神 宗紀君) 今課長から説明がありましたとおり、通学路の割合から歩道が現在1割満たないと、非常に危険な状況であるということは、もうこれでもわかります。

町道に、現在の道幅の中に、じゃあ、歩道を設置した場合に道がどうなるのかと、だからまず道の拡幅等も考えていかなければならないし、これはやっぱり放置はできないわけですから、できるだけ前向きに今後取り組んでいかなければならない大きな課題だとそういうふうに感じました。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 私もそう思うんですね。本当に子供の命を守るというのは、一番多いのは交通事故だと思うんですよ。で、子供たちが飛び出さないようにというけれども、町道はほとんど白線、路側帯の線、あれは歩道を区別している線ではないんですね、あれは、聞いたら。で、路側帯があるだけで車は当然ながら思い切り正面から車が来れば左にいっぱい寄ると、寄ったときに子供がたまたまいたら、それでドンとはねられると、じゃあ、それはどうなるんだ、どこの責任だというふうな話にもなりますけど、そういうふうな状況の中で、じゃあ、今から町としては道が狭いと、でも私もこの前言ったら、道が狭くて4メートル道路をつくってほしいと、4メートル道路あれば救急車、消防車等が入って住民の安全、利便性には図れるということで、結構測量して話は進んでいっているようにありますけれども、いかんせん通学路はやはり子供の居場所ですから一つの、そういうところの安全確保というのをやはりどのように考えるかというのを、ちょっと町長。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 具体的に話をすれば、まず私が今考えておる、ここだけは絶対しなければならんとい

うのが、下城井小学校の県道から校門まで入る、これは僕は絶対に歩道は必要だと、それから小原小学校、これも歩道が必要だと、それから西角田小学校、これは上り松からずっと抜ける石堂の圃場整備の中、ここも歩道が必要であろうと、これは僕は最低限必要だと、後は県道とか中学校については築城中学校が県道からちょっと入っていて、ちょっと本来なら旧役場のところから歩道があってもいいかなあとと思いますが、これも並大抵じゃない、家の移転とかあって、そういう形の中で最低この3つの小学校は、私は県道から歩道をつくる、ないところをちゃんとつくるべきであろうと、このように考えておりますし、用地ができれば、これは地区計画に関係なくやるという形になろうと思しますので、用地の交渉を担当課のほうに命じてやりたいと思います。

議長(田村 兼光君) 西口君。

議員(16番 西口 周治君) なんでかと言うと、八津田のほうに、今度またドラッグストアが来て、この前説明会がありました。私聞きに行ったときに、歩道分ぐらいあんたひいてくれんかねと、ざっくばらんに言いました。要は、敷地は相手さんが借りて、お金を出して借りているんだから、それはそう簡単にはいかない話でしょうけど要望として、この道は通学路であり車が多い、そして、今ルミエールに行く自転車、車、築城側からずっと降りてきますから、あの道路は非常に多い、だからあそこはそして信号機が非常に短い、かわる時間が、で、車が3台か4台逃げたらもう赤になるというふうな状況の中で、子供たちはその後ろで待たなければいけないような状況になると、で、お宅の入口があつて横につくれば、当然ながら、また車がそこで危ないと、だからお宅側のほうに歩道を1個つくってくれないかというふうなことを言ったら、ちょっと検討させてくださいと聞いておりましたけれども、その前に、私はすることは町がするべきだと、それとそういうふうな案件が町にも連絡来ていますよね。事前協議かなんかで。そのときにそのぐらいのことを踏まえて、ここは自転車とか、通学路でもあるからその分ぐらいオフセットして、その分ぐらいちょっとしていただけませんかとかいうふうな提案もほしいなと思うんですよ。何でもかんでも、はい、いいですよ、はい、いいですよ、と行って交通事故が起きて、ああ、やっぱり大変だということも困ります。

それと、昔私が行った小学校と中学校の通学路で、踏切で警報機もない遮断機もない踏切を通過していますけどどうするんですかと、私、教育長に聞いたことがあるんですよ、もとの。そのときに、そんなところがあるんですかと言われました。だから、知らないんですよ、学校教育課も全部が全部網羅しているわけじゃないと思います。知らないところで、そこでたまたま私が質問をしたその2カ月後ぐらいですか、死亡事故がありました。それから慌ててJRとかと協議をして、踏切に警報機がついた。そこは、今はずっと子供たちが歩いて渡っていたところなんですよ。だから、警報機がなければ、当然来るのはわからない。確かに確認をすればいいけど、子供たちはワイワイ、ワイワイと暴れて通っているときに、たまたまドンときたら死亡事故になる。

だから、そういうふうな事象がありますので、調べていただきたいんですけどね。そして、特に危険なところ、町長、今言いましたけど、本当に下城井小学校の真っすぐの道、あれは車が来るだけで危ないです。離合で



きませんし、だからそういうふうなところをやっぱり逐一調べていただきたいんですよ。

皆さん自分の担当課でこうだからとかいうふうじゃないんで、職員全員が見て回れば、この路線ぐらいたったら3日もあれば十分に確認できると思います。それで協議をすればいいだけであって、そして今はデジカメですから写真もありますから、それをコンピューターの中に落としてみんなで見れる、やっぱりここが一番危ないから、ここはどうにかして、みんなで土地のそういう協議に入りましょうやとか、この土地の人は私は知っている、職員がこれだけいるんですから、どなたかが知っている人がいたりとか、うちの地元ですからちょっと話してみましようとかいうふうな話も出るかもわからないじゃないですか。だから、その辺を踏まえてやってみたいと思いますが、これからのそういうふうな計画、そういうふうなやり方はどうですかね。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 町が積極的に進める道路と、それから地域自治会が要望してする道路、これは区分けしてするべき道路だろうと思いますし、特に通学路のそういう危険なところは、これは町が積極的にやらなきゃいかんと、それから1級、2級で不特定多数、地元の自治会の足元道路でない道路、こういうものはやっぱり町が積極的に道路改良をやっていくと、これは当然必要だろうと思っております。

というのが、1、2級という道路がございますが、こういう道路は町の積極性でやっていくべきであろうと、ただ地元だけじゃなくて、これは複数の自治会を通過する道路とか、そういう大きい道路、長い道路、そして格づけが上位の道路、通行量の多い道路というふうなことで、当然道路改良を進める道路は町が積極的に進めていく道路というふうに私は位置づけをしております。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) 最後にもう1点、地元ですから言いますけど、正八幡神社がありますよね、あそこを今度、県営事業で水路ができました。町道の真横です。そしてガードレールも何もないんです。落ちたら深いんですよ、子供がずるずると落ちたら、もう悪くすれば死んでしまうかもわからないというふうな状況にあります。

何でそのときに、県営事業といっても町との接点もあったんですから、そのときに歩道なり、何かガードレールなりそういうふうな保護対策をしていただけたらどうかと思ったんですよ。というのが、それ通学路なんですよ、あそこは、今恐らく行っていただければわかると思いますけど、そういうところ結構多いんですよ。じゃあ、ため池に入って落ちたから悪いけれども、その保護措置をしていなかった町が最も悪いというふうになりましたよね。

今度、町道を歩いておりました、前から大きいトラックが来ました、子供たちは思いっきりよけました。そしてその風圧で、たまたまずるずるとして落ちました、落ちてけがをしました。じゃあ、どなたが悪いんでしょうかと言ったら、それは車も悪いし、子供も悪いし、町も悪いしとなるけれども、その安全措置をやらなかった町道に僕は非常に責任があると思う。

だから、通学路指定をするということは、安全に学校まで歩いていけるところ、もしくは自転車でいけるとこ

ると私は思う。だから安全対策をやっぱり施していただきたいんですよ。じゃないと、子供たちは築城小学校に行くんだったら、上のほうからだったら椎勝線、この前までは非常に交通量は少なくて校長先生も安全でいいねと言いつたけれども、今復活して、ものすごく車の量が多いです。それを渡って来るんです。そういう危険性がある。そしてまた下りのほうだったら、JRを渡り国道を渡り、小学校に来るといふ、そういう子供たちもいます。

だから、そういうふうなところは親も気をつけなさいよ、車に気をつけなさいよ、信号を見て行くんよとは言います。でもいかにせん道路自体に安全装置がされていないで、大型が、まあ、大型来るなどは言えませんが、大型が来たときに逃げたときに、そういうふうな事故に遭うというふうなところもありますので、町長、全課長さん、全職員さんで、一度でいいですから、ぱっと分かれて各地区分かれて、一度見てもらって写真だけでもいいです、撮ってきていただいて、こういう危険なところがありましたよというの、職員側から言っていたければ町長、あなたが全部見て回る必要はないんです。副町長も一所懸命、一所懸命回って、くるくる、くるくる回る必要はないんですよ。で、言われたからそこだけを見に行っても意味ないです、これは。ほかのところがあるんですから、同じような事象がたくさんあるんですから。

だから、それを一回やっていただけないだろうかという要望ですが、どうですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 先ほど町が管理するため池、道路これは当然安全を施すのは町の責務でございますし、先般でもため池で子供が落ち込んで、町の賠償責任1,600万払いました、合併してすぐですよ。これもやっぱり町の管理が怠っていたということで、裁判所のほうが和解勧告が出てきまして、それと全く同じです道路も。もし、万が一事故が起これば町の責任と、そういう危ないところはやっぱり当然町の職員もしかり、それから住民の皆さんも早くそういう通報をしていただいて、自治会長さんあたりが、自治会長会でそういうものはちゃんと徹底しながら、そして今圃場整備の途中だということで、これは県のまだ事業で私はできるんじゃないかなあと思いますんで、そういうところについては産業課長のほうから、ちゃんと県のほうに申し添えをして危ないということで、意見具申をしてガードレールの設置等をできるだけやらせるようにしたいと思います。

議長(田村 兼光君) 西口議員。

議員(16番 西口 周治君) いや、そうじゃないで、住民が自治会長さんに、自治会長会でして、自治会長会からまた上がってくるんじゃないで、これだけ職員がおれば、200何十人いるんですから、3人が4人で町政を運営しよるんだったら言いませんよ。いるんだから、吉元議員が言ったように、お尻を暖かくしている職員さんもおるかもわからんやないですか。

1回ぐらい休み返上で、ボランティアで見て回ってもいいよ、我々しょっちゅうろついてますし、目についたところはこうやって言うんですけど、そうじゃないところもありますから、やはりボランティア精神の一つで、寄附をするのがボランティアと思ったら大きな間違い、やっぱり体を使って一番お金のかからない、回ってみ

ればいい、そして写真をデジカメみんな持っているでしょうから、そのぐらいの気持ちがあっほしいなと言うんです。まちをつくるんでしょう、まちの職員というのは、税金をもらって、座っておけばいいという世界じゃないでしょう。

だから、築上町をつくっていく原動力とならなければいけないのは、確かに住民です。でもその上で、あなたたちが行政というものを預かってやっている人たちなんです。その人たちが、町の細部まで知らないで、何もわからない状態のままで、ここで机上の空論を言うんだったら、もう職員は要りませんよ。ありとあらゆるところにカメラを置いて、コマーレの大きいハイビジョンで、いつも監視しておけばいいんです。

そういうふうな状態になりますから、そうじゃないで、やはり隔々まで知った上で、うちは、職員全員はこのまちを預かっているんだよというふうな気持ちをもってやっていただきたいんです。だから、土曜日1日ぐらい返上してそのぐらいのことを住民サービスの一つと思って、また子供たちの命を守るんだから、守る一つの礎としてやっていただけるように、これは望みます。また、聞きます。一度ぐらいしたかどうかは、総務課長、よろしくをお願いしますね。あなたが統率をしている本人だと思しますので、副町長と総務課長でよく勘案して、一度ぐらいボランティアしようじゃないかと、石巻まで行けとは言いませんから、そのぐらいの気持ち持てます？どうですか。

議長(田村 兼光君) 副町長。

副町長(八野 紘海君) 先ほど、午前中の吉元議員と同じような御指摘を受けました。

職員には、今、各課でミーティングをさせておきまして、小さな苦情といいますか窓口で受けた意見、苦情等についてはすべて総務課長のほうに上げなさいと、それに対して町全体でどういう形で対処すればいいのかということも、今議論しております。

吉元議員さんが言われましたように、職員は66自治会に住んでおりますので、その中でそのいろんな危険箇所等を見て回りなさい、そしてそういう住民の小さな、年寄り弱者等の意見を聞いて、すぐミーティングに上げて、総務課に上げて、それについて行政の執行にするという形のシステム、そういう形をつくっていききたいなと思っております。速やかに、次の庁議には全職員に通知はしたいと思えます。

議長(田村 兼光君) 西口君。

議員(16番 西口 周治君) よろしくをお願いします。で、僕町長にもう一度お願いしたいんですが、すぐやる課というのを3人ぐらいの人間でいいからつくってほしいなと。言っても町はしてくれんやないで、はい、見に来てと言うたら見に行かん、言うたら課長までずっと上がっていかんやいけん、すぐやる課というのをつくっちゃったら、それはもうフリーです。もう何でもかんでも、あそこに穴がほげちよったら見に行きたければ見に行ける、そういうふうなことも勘案していただいて、一般質問を終わりたいと思えます。

議長(田村 兼光君) はい、御苦労さん。

.....

議長(田村 兼光君) 次に、4番目に1番、小林和政議員。

議員(1番 小林 和政君) しばらく皆さんの前にお会いしていませんでしたので、非常に緊張をしております。少し言い間違えることが起こるかも知りませんが、そのときは御容赦願いたいと思います。

私は通告で、見出しに新川町政の支持率は何%か見たいな横着なことを書きました。この支持率という言葉を使ったのは、私が何%と申し上げるわけにもいきませんし、町長も恐らく自分でなんぼだということではきんでしょう。

野田総理が数日前に新しくなりまして、五十数%の支持率、まだ何もやっていないんですよ。それでそういう支持率、ところがそれ以前の鳩山総理とか菅総理はなった当初はかなり高い支持率だったのが、終わりがころは十数%と極めて低くなりましたよね。

その中で、町長は6年ほどやられていかがお感じでしょうか。初めに比べて支持率は順調に進んでおるんだというふうな御認識でやってこられておるのか、今もやっておられるのかということ、ちょっとお尋ねしたいんですが。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 支持率は自分たちが出すものじゃなくて、これはいわゆるマスコミの皆さんが、抽出調査をやって出すという形が、これが私は支持率だと思っておりますし、私は精いっぱい自分の仕事をやって、後は町民の皆様が評価をしてくれると、これが私に対する支持率で、私はほとんどの町民に支持をいただいていると、まあ、選挙のときは別ですよ。選挙が終わってからは支持していただいておりますと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) 支持率という言葉については、私も今の一般的な支持率の意味でお尋ねしましたし、お話ししたけども、私はサブタイトルにつけておるように、支持率自体がどうのこうのじゃなくて、本当に信頼される町政がやられておるか、こういうことをお尋ねしたいわけですよ。

その信頼される町政は、何が根拠になるかと、私その通告にも書いておりますけども、公金の使い方と人が信用できる人たちが、まあ、職員さんが先ほどから、いろんな議員さんから職員にしっかりこういう体制で頑張らんやいかんのやないかというような御指摘がありました。不祥事もありましたし、町長個人も現在裁判中というようなこともありますよね。

こういう中で、人間とのお金の使い方が本当に信用できるのかと言うことが、町政全体に対する信頼のもとになるんじゃないか、こう考えましてこの金と人についてをすべて聞くということになりますととんでもない時間になりますので、お金の面では指名競争入札の関係で、人の面では採用の関係をお尋ねしたいというふうに思いますので、1時間しかありませんけれども、最後までひとつよろしくお願いたします。

公金の使い方ですけど、町長どうお感じになっておるかわかりませんが、公金の中で固定的な経費として、ほとんど変わらない状態で推移するものと、投資的な経費、将来に向かって投資するための経費、この部分は極めて町、あるいは町長にとっては大きな武器になるんじゃないかと思うんですよ。

ということかと言いますと、選挙のときに公約された内容を実現するためには、この部分のお金が極めて大きく働く、そのことによって住民の信頼をもらえて支持率のアップにつながる。こういうことがあるわけです。この点いかがでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 役場の経費は、総計予算主義という形の中で、すべての支出を予算に上げて執行するわけですけど、その中で中身は、今あなたが言ったように経常経費と投資的経費という形がございます。

経常経費は、何もしなくても出さなきゃならん、いわゆる通常役場を運営する必要最低限の経費が経常経費になります。あとは投資的経費ということで、これは政策的な経費になってこようかと思えますけれども、まあ、投資的経費それから、またいろんなソフト事業もございます。例えば今子供の医療費を昨年の7月から中学校の3年まで無料にしたと、こういうものはやっぱり政策的経費になりますので、できればこの政策的経費がたくさん出れば町民の幸福度が増してくると、私はこのように考えております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) しかし、この部分が極めて危険性の高い部分になってくる。特に、新しい事業を行うにつきましては、先ほどお話ししましたような指名競争入札によって対応する事業が極めて多くなる、これを正しく運用していない、少し危険なやり方になったときには、極めて大きな間違いを犯すことが起こり得る、私こう思うんですが、いかがお考えですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 小林議員まだ復帰して間近だから、ちょっと今実態わかっていないと思えますけれども、すべてが指名競争入札ではございません。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) じゃ、もう具体的に申し上げますね。じゃ、その一部であります、工事の一部分の指名競争入札について、平成22年度の分について具体的にお尋ねしておきます。去年の分です。

一般の住民は、どのような仕事かどのような経過で出されて、どのような仕事かなされたのかということを見るときの材料がほとんどありませんよね。私ここ、「広報ちくじょう」を持っています。この「広報ちくじょう」には入札結果がすべて出ていますよね。これすべて載っておるわけですよね。これ平成22年度の分です。これ平成22年度の4月から23年の3月までの分は、この広報なんです。ただ、入札期日につきましては、2月の分が入っていますね。2月の分の入札結果がこの分に載っております。このことについて、ちょっと具体的にお尋ねしていきたいと思えます。

まず、これ指名の関係の担当は財政課ですかね。じゃ、ちょっとお尋ねします。ことしもそうなんでしょうけど、昨年度は4月に町外の業者、5月に町内の業者の指名願の資格審査をやっていますよね。8月に2次の受付をやったと、で、この指名願の総数を少しちょっと教えてもらえませんか。町内と町外を合わせて。

議長(田村 兼光君) 財政課長。

財政課長(則行 一松君) 町内で申しますと、これ平成23年ですけれども、町内で申しますと旧椎田の業者が39社、旧築城町の業者が60社……。

議員(1番 小林 和政君) ちょっと待って、もう合計でいいから、私今22年度をお尋ねしたいんですが、22年のお持ち合わせないですか。

財政課長(則行 一松君) 申しわけございません。22年は今持ち合わせておりません。

議員(1番 小林 和政君) じゃ、参考資料として23年で、ほとんど変わらないでしょう。

財政課長(則行 一松君) 23年度につきましては、ただいま申し上げましたとおり町内99社でございます。

議員(1番 小林 和政君) 町外は。

財政課長(則行 一松君) 申しわけございません。町外の部分は今手持ちがございません。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) じゃあ、もうちょっとお尋ねします。

昨年度入札が行われた結果がこれに載っていますよね、すべて。総数何件で金額どれだけかちょっと教えてもらえます。

議長(田村 兼光君) 則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 昨年度発注いたしました入札件数につきましては、工事が93件、業務委託41件、物件の購入費が3件の合計137件でございます。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) 議長、ちょっと私とタイムラグがあるのかな。私はこの広報で見ましたので、22年の2月から23年の1月までの数字なんですけど、お宅今お話いただいた数字は、私のとずれていますかね。

議長(田村 兼光君) 則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 平成22年度の入札ということでございまして、平成22年の4月から23年の3月までとっております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) じゃ、私とちょっとだけ差がありますので、新しいのをちょっと付け加えないけん部分がありますが、まあ、私も住民サイド、住民の目から見れば1年がこれなんです。多少タイムラグはあります、私は144件なんです、私が調べた範囲では、あなた137件とおっしゃいましたね。144件で、もう合計の金額で結構ですので、指名競争入札に対応して落札金額の合計金額をちょっと教えてください。

議長(田村 兼光君) 則行財政課長。

財政課長(則行 一松君) 落札価格といたしましては、137件で11億9,892万2,500円でございます。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) 私とちょっとタイムラグがあるせいか、私は12億1,300万円になっていますの

で、ほぼ12億程度ということですね。この指名競争入札に対応する金額が12億程度あるわけですね。12億あります、年間。この指名をされる段取りについてちょっとお尋ねをしたいわけです。

まず、この工事をやろうという、決定をする、もちろんいろんな材料があると思いますが、決定をする場所あるいはする人、これをちょっと教えてください。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 詳細については、執行権になるんで、これはお答えできないと思いますけど、指名の段取りは指名委員会、工事をやるという形になれば指名委員会のほうに私は諮問します。そうしたら答申がまいります。それを適当かどうか私が執行権に基づいて訂正する場合もあれば、そのまま行く場合もございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) 場所の決定ですよ、ここをやろうとする決定は今みたいに指名委員会から諮問がきてあなたが判断する。私は場所の決定、ここのこの工事をやらにゃいかんという決定をどなたがどこでされるか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) それは各課から稟議書が回って私が決定いたします。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) ということは、この工事する箇所の決定については町長の権限だと、これでいいわけですね。ほかの人が入る余地はない、決定する段階では、いいですね。じゃ、ここの工事をやろうとする、じゃその時に先ほどのこの工事については指名委員会に諮問を出すわけですね。指名委員会というのは、責任者はどなたでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 責任者は副町長が指名委員長で、後各課長が何人か入って、これを私に業者答申をしてくるところでございます。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) その数人の課長というのは担当課とかあるから、その都度かわるということですかね。決まった課長ではないということですか、数人の課長というのは。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本的には財政と、それからそれぞれ担当課から稟議が回ってきますよね。いろんな下水道とか建設とか産業とかそういう形の中で意見を聞きながらやっていくという形になると思うんで、だから指名委員会は4人でやっておるということでございます。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) 指名委員会で町長のほうにこれでよろしいですよという諮問、こういう形でやりますよと上がっていくわけですか、回答は。

その時点では、指名業者というのはついてくるんですか。町長がこの工事をやるということで指名委員会に諮問を出すわけでしょう。これはいいかどうかの判断をさせる、させるというときに、またその答弁があなたに指名委員会から回答が返ってくるわけでしょう、違うの。指名委員会で最終決定、ここやりますと、こう決めるわけ？

議長(田村 兼光君) 副町長。

副町長(八野 紘海君) 副町長の八野です。

小林議員ちょっとこんがらかっていると思うんですけど、工事の決定箇所というのは先ほどから各議員さんから質問がありましたけど、地区計画、緊急の場合は要望書等で上がってきて要望書、地区計画の中には短期.....。

議員(1番 小林 和政君) いやいや、もういいんです。

副町長(八野 紘海君) いやいやそういうことで。

議員(1番 小林 和政君) だからね、それはわかってますけど、それをどこがしますかという。

副町長(八野 紘海君) 工事の箇所の決定でしょう。

議員(1番 小林 和政君) はい。

副町長(八野 紘海君) そういうことで、66自治会地区計画部があって、短期、中期、長期とございます。その短期について、例えばここは用地ができるのかできないのか、これについてはちょっと事業費が上がる、これについては防衛省事業でしょうか、その場合は前年度概算要望、実施設計、本工事と3年かかります。

そういうことで、誰かが一人で決めるとかじゃなくて地区計画を緊急の場合の要望書、そういう形で企画会議と言いますかそういう予算査定会議みたいなものを含めて、そういう場所決定を行います。

何も無い、材料もない、何も用地もできないところをあえて場所決定とかしません。要するに地区計画、地元住民の要稟議と言いますか会議の中から生まれたものを決定して工事を行います。そこを間違わないようお願いします。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) 私はあなたに過程をお尋ねしよるわけじゃないんです、いろんな過程があるでしょうよ。自治会長から出る、あるいはほかの事故が起こったからそこをようせんにやらん。こういうのは起こるいろんな過程はあると思いますが、最終的に、ここをゴーサインを出すのはどこかと、どういう場面で出すんかとお尋ねしたわけです。

だから、先ほど町長は私のところでやりますということやった。それに指名委員会との関係をどうかということでお尋ねしようと思っているんですが、私がそこに誤解があるということで、あなたが答弁に入ってきた。しかし、この指名委員会と町長の関係を私はお尋ねしたいわけです。何でもかちゅうと、指名業者の選定はど



かがどういう形でやるか、これを確認したいわけです。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 指名委員会は私が委員長で、財政課長、総務課長、建設課長、4名でやっております。主管課が下水道課事業、その他生涯学習課事業の場合は所管課の課長をオブザーバーに入れて指名の業者を決定をします。あくまでも町長から答申を受けて、指名委員会が答申をするという形の流れでございます。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) ということは、指名の業者の選定は、先ほどのお話がありましたようにあなたを委員長とする指名委員会の数人のメンバーで決定するんだと。(発言する者あり)あっ、町長に答申をするという材料づくりまでやると、うん、なるほど。指名委員会で案をつくって町長のところに届けて、その決定は町長がされると、こういうわけですね。その他の力は一切入ってこない、こう理解していいですね。全くありませんね。

はい、そこまで確認しとって、この22年度の内容でちょっとお尋ねしたいわけです。平成22年度の中で、先ほどちょっとタイムラグがありまして、私2月が入っておりますので12億ぐらいになりますが、この12億、144件はすべて指名委員会で指名を組まれた、こういうふうに考えてそれを町長が了とされた。こういうふうに判断してよろしいですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 指名委員会からの案で、私は中を差しかえるときもございませぬし、そのまま行く場合もございませぬ。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) 議長、そういうことになりますとこの指名については、指名委員会の指名と、町長が判断されるとき業者の異なる場合も起こるとこういうことでございませぬ。はい、わかります。

じゃあ、この指名業者は1件につき、大体どれだけでやっておるんでしょうかね。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 指名については、指名の選定基準、申し合わせというものがございまして、あくまでもそれを基準に指名の数を決めるという形にしております。200万未満でしたらしたら4社以上、800万5社以上、1,500万は6社以上、それから1,500万、3,000万は6社以上という形で基準に基づいて選定はしております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) ということは、小ちゃい工事でも4社ぐらいは入るんだと、大きくなれば6社、7社、こういうことが起こると、こういう意味ですね。

ということは、先ほど初めにお尋ねしました今年度の指名願いで、町内の業者は何人おったんですかと、

今年度23年度で99人だというお答えでした。140件近い件数があるわけですね。もちろんその土木、建設、あるいは測量いろんな分野に分かれての対応かと思えますけども、平均すると指名業者数よりも工事件数の数が上回っている。ましてや1件につき4ないし6、このような指名業者が発生するんだということになると、当然、全然指名に入らないような業者が発生する可能性は、私はちょっと考えられんですが、そんなこと起こり得ますか。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 業者数ですけど22年度町内が107で、あっ、これは建設工事ですけど107、コンサルが6、町外は建設工事が438、測量コンサル379社指名登録が出ています。今指名によってゼロかなしかという質問でございますけど、年度によってはゼロという場合もあり得ると思えます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) ということは単年度で考えたらゼロもあり得る、これはわかりますね。あるいは3、4年もゼロという可能性は考えられますか。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 副町長です。

統計を取っておりませんが、私も旧椎田が助役2年半、7年半ぐらい指名委員長をやっておりますけど長い年月と言いますか、数年にわたってゼロの場合もありますし、旧椎田町の場合は7年、8年でもゼロという事例もございまして、この指名委員会の選定基準、選定要綱について改めてどうのこうの言うことじゃなくて、旧築城、旧椎田は大体同じような流れの中で指名をしていったんじゃないかなと思っておりますので、単年度でゼロ、数年度でゼロ、旧町のときでございますけど、7、8年ゼロという場合もございまして。それによって一律これがどうのこうのということではございません。

以上です。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) じゃあ今度逆にお尋ねいたします。逆を。ゼロの業者の方もおられるんだということはそれはしょうがないし、7年、8年であってもゼロがあってもしょうがないというお答えでしたよね、副町長。じゃあ逆があるでしょうか。例えば単年度にたくさん数を、同じ会社が受注するようなケースが起こり得るでしょうか。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 極力1社に受注が集中することのないようには努力しています。

以上です。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) あのね、あなた誠意のない答弁と私見ていますけど、具体的な例を申し上げま

す。いいですか。

平成22年度この資料ですけど、これどなたが見ても町民住民の方が皆見たらわかりますんで、私が申し上げるのはうそやないということを今から申し上げますんで。全部これに載っていますよ、これに。

測量設計の関係は業者が少ないんですよ。だから大変なことと思います。重なることが起こり得ると思いますけども、ある特定の一つの業者の方があります。名前申し上げるわけにいかんと思いますが、このある特定の業者は6件あるんですよ。この22年度のこの1年分の中に、設計の関係ですが、いろんな内容があると思いますが、6件あってトータル4,359万円です設計屋さんでね。こういう例もあります。片や、こういうふうに関年6件4,300万円という業者の方がおられる。これはどういう業者か私全然知らんのですよ。これで見ただけですから、この中でチェックしただけですから。こういう業者がおられるところに、7年も8年もあるいはゼロになることも起こり得るといふあなたの考え方、これおかしいと思いませんか。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 今、多分測量コンサルということで事例引き合い出したと思いますけど。今築上町内測量コンサルの業者数は6社でございます、指名願出てるのは。議会で質問ありますけど、やはり、地元育成、地元の業者さんに極力仕事していただく、他町のじゃなくて、地元育成、地元にお金を落とす、地元雇用もありますし、そこで働いてる方もあります。そういう形で、私は、測量の場合は、その6社をもう業者だれかれという隔てなく、やはりその指名にはしております。それを指名した後、取る取らないは業者さんの努力といいますが、営業じゃないかと思えます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) では、この設計業者、今、町内の業者、5社とか6社とかお話ありましたけれども、私が今申し上げた業者の方、おわかりになるでしょう。6件で4,359万の、年間で落札されとる方。もしおわかりにならなかったのでしたら、これ、個々の名前を申し上げていかんかわかりませんが、コミュニティセンターの新設実施設計をされる、これ、2,698万の落札額ですが、この業者の方は町内の方ですか。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 多分、会社は豊前市だと思いますけど、町内扱いという形で、指名願は受けつけてます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) ということは、先ほどお話になった6社の1個ということで判断していいわけですね。6社の1つがこれだということによろしいですか。はっきりお答えください。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 6社のうちの1社だと思います。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) こういうふうな形で、公共工事が進められる。昨年度の、私の、144件の中で最高の契約、落札額は1億円ですよ、そうですね。1億円が、高塚の浄水場の改良工事が1億円、これが最高の金額ですね。第2期の2工区ですね、これ。そして、第2期の1工区が6,880万、これが2番目です。この2つからずっと下がって10位になりますと、2,225万なんです、金額が。こういうように、大きい金額の分がある、この大きい金額の中に、先ほどの一番大きいのをどこと契約したんかと見ると、九電工行橋ですよ。これは、町外の業者なんです。こういうふうな大きな工事が町外に行き、町内においてもいろんな業者がおるんだけど、営業努力で年間6件もとるようなところもあるが、ゼロのところもある。悪うすれば、7年も8年も指名にすら入らないような業者が起り得るといふ答弁をいただきましたけども、こういう公共工事の進め方が正しいんでしょうか。それで続けてやっていくことによって、信用をとれるだけのやり方、公共工事あるいは公金を使つての仕事のやり方として正しいやり方といえるか。もちろん、先ほどお話ししたように、町長の諮問で指名委員会を選定して、町長が決定するということになる、外部の力が一切関係なく、その部分で決定されるということになると、その人たちの力だけがすべてに影響してくる。この人たちの気持ちで、この工事すべて決まってしまう、こういうような状態になっておると考えられる。極端なこと言えば、7年8年も指名に入らない場合が旧築城、旧椎田であった。これは、もちろんあったかもわかりませんが、私もそうやないかと思ひます。でも、あったから、今もそういう状態が起つていいんだという公共工事のやり方をしながら、信用ができる、合併して新しい築上町になって、正しい方向に進んでおるといふ方向が考えられますでしょうか。町長、いかがお感じですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 小林議員も、大分誤解したところもあるみたいですけども、私は公共工事、自信を持って公平な入札をやつておるし、それから公金の使い方、これは全然女々しいことはございませんし、もう本当に住民の福利の増進のために金を使つておると、これは、私は自負しております。昔は、そういう話がある、築城にあったという話は聞きますけど、僕は椎田の町長になってから、そういうことはもう一切してなくて、現在でもこれを少しずつ改善しようといふことで、一般競争入札をもうやっておりますんで、そこところをちょっと勘違いしておるんじゃないか。先ほど、九電工の話を出しましたけど、これも一般競争入札で、予定最低価格のくじ引きで九電工が当たつたということなんです。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) 築城にはあつたそうですかじゃ 椎田はなかつたけえ、築城だけあつたといふようなおっしゃり方しました。

町長(新川 久三君) いや、あなたそう言うたやん。

議員(1番 小林 和政君) え。

町長(新川 久三君) あなたそう言やん。

議員(1番 小林 和政君) 何が。

町長(新川 久三君) 築城に、8年前は築城にあったと。

議員(1番 小林 和政君) いや、あったかもわかりませんが、お話がね、あんた自分の都合いい話ばかりしますけえ、ちょっと言葉遣い悪うてごめん。(笑声)副町長の答弁の中に、いいですか、あんた変な自分の都合だけいいこと言わんでくれよ。副町長の答弁の中に、築城でも椎田でも同じようなやり方でやってきた過去があったはずですよっていう答弁をもらた。だから、私はそれについてあなたにお話したんやないか、違います。それを、私があったという言い方をする、あんたが言うたんやないかというのは取り消してもらわな、私が言うたんやない、あっこから出たんやないか、どうですか。

議長(田村 兼光君) はっきりせな。言わんこと言うたちゅうか。

副町長(八野 紘海君) 過去にそういう事例もあったということは言いました。

以上です。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) 町長、あなたと判断違うでしょうが、あなたはわたしにかぶせるつもりである。あなた自分の立場をよすするために、私にそういう言い方をしたんかしらんけども、あなた、間違った発言やったでしょうが、私が言うたんやないでしょうが。

町長(新川 久三君) あなたが言うたやん。

議員(1番 小林 和政君) 私は、あの話があったからちゅうて申し上げたんでしょ。(笑声)これは、やり取りはいつまでたっても……。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) これね、何でもかちゅうと、私、一個申し上げますよ。私が選挙の途中に、私の応援してくれる方にある方が、あなた小林を応援しよると、小林を応援しよったら、落ちたらあんた仕事やめるんかと、こう言うた方がおられるそうです。私んところ。こういう現実があらせんかと思うたけ、今、遠回しですけどもお尋ねしてきたわけです。こういう現実が本来あるかないか、これは多くの方が、知っちょる方もありますんで、私はこの場であえて申し上げませんけども、こういう事実が出たときには、あなたたちはとんでもない責任があるということになりますよね。今あなた、一切ないということでもいいですね。だから私は、22年度の実績で申し上げた、すべてこれが根拠で。何でもかちゅうと、この22度は町長選挙の終わってすぐ後なんです。本来は3年さかのぼってやるつもりでございましたけれども、何せ時間がないけ資料がそろわん。申しわけないけ、ここだけのお話しましたけど、そういう事実は一切ないとはっきり もう一回言いましょね、私が議員になることによって、特定の業者の生き死にに関係するような事態は起こり得ない、100%そういうことは起こり得ないし、現実にはあり得ない、これ、はっきり明言してください。

議長(田村 兼光君) 八野副町長。町長ですか。

議員(1番 小林 和政君) 町長です。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 一応、それは指名業者ということで、それは適宜、やっぱり指名には入れるつもりはございますので、そこんとははっきり申し上げます。ずっと永久的に入れられないというわけはございません。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) ちょっと答弁えらい 私は今、現実にはないことをはっきり言ってくださいと言ったんです。私が、私一人の議員として、当選させていただきました。私が当選することによって、業者が、ある特定の業者、あるいはそうでない業者でもいいですよ、そういう人たちに何らかの影響が出る、その人たちがいい思いをすとか悪い思いをすとか、こういうような現実は一切ないんだということをはっきり言うていただきたい。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 町会議員の選挙によって左右するというはございません。しかし、ほかの要因で、ほかの工事を妨害したとか、そういう形になれば、これは当然、その業者にはペナルティは課します。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) ほかの要因と言いますが、私の選挙では、町会議員の選挙では関係ない、じゃ町長の選挙では関係ありますか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) それも関係ありません。とにかく指名願が出ておれば、その中から選んで指名をいたします。これが執行権でございます。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) もちろん、好き嫌いはどなたにもあります。私もあります。だから、そういう感情で発言する場合もあったかと思いますが、その点ひとつ御容赦いただきたいと思います。

この件につきましては、一切おもしろいことはないんだというふうに理解して、何ら、町長が決定し、指名委員会で指名組んで、それを町長に諮問が上がって、その決定ですべての公共工事が行われておるから、その他のいかがわしい話は全くない。当然、まして私が議員に当選する、せんで、ある特定の業者に影響するような場面は絶対起こり得ない、これは事実ですね。このことを確認して、この項の質問は終わります。

もう1点、今度は人間のほうに入りたいと思います。お金の関係と人のほう。人間の関係は、先ほどからいるんな方が気合いを入れてましたんで、私はそうした面では申し上げるつもりはありませんし、私は、特に採用に関する問題だけをお尋ねしたい。

新しい職員を採用するときに、どのような手続を踏んでおるか、まず広報、町民に知らせる方法、これを教えてください。

議長(田村 兼光君) 総務課長、吉留君。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課の吉留です。

町民の皆様あるいは町外の人たちに知らせる方法としては、広報と行政無線、それからホームページ、この3通りによっております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) 今の3通りは、すべての場合にやっておるということですね。

議長(田村 兼光君) 総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 町職員の採用、いわゆる正職員の採用については、そのとおりでございます。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) そこでお尋ねいたします。今年度の広報の4月号に、23年の4月に採用された新入職員8人の方の写真が入ってます。この方々が、採用されるとき条件、要領、これは22年度の7月の広報、ここに載っておる事務職Aについては、昭和51年の4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方が資格なんだということ載ってますが、この要項に基づいて採用された方々がこの8人、こういうふうに理解してよろしいですか。

議長(田村 兼光君) 総務課長、吉留君。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課、吉留です。

はい、そのとおりでございます。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) じゃあ、この件は、また具体的な名前は、内容はまたにしますが、じゃあ、23年の7月号にあります来年の4月に採用する方、来年の4月に採用する方の採用条件、これ、ちょっと教えてください。

議長(田村 兼光君) 総務課長、吉留君。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課、吉留です。

本年度、採用試験を行います受験者の資格でございますけれども、大学卒業程度が、昭和59年4月2日から平成2年4月……。

議員(1番 小林 和政君) 事務職Aだけでいいです。

総務課長(吉留 正敏君) 事務職Aが、昭和59年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者、事務職B……。

議員(1番 小林 和政君) いいです、議長。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) 何が申し上げたいんかという、今年度の4月に採用したこの8人の方々については、昭和51年4月からという条件ですね。これ、今度は来年採用する方については昭和59年からになってます。ものついでですが、その前の年、17人採用されたときの採用条件はわかりませんか。

議長(田村 兼光君) 吉留課長。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課、吉留です。

ことは27歳まで、昨年は35歳、一昨年は無制限、年齢には制限をつけておりませんでした。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) こういう人間の採用試験をやる、そして職員にしっかりやんなさいと、根本的な、これ、どこが基準になっておられるんですかね、町長。基準になる、採用するときの基準になること、無条件、35歳まで、27歳まで、毎年違う、こういう採用条件の変更は、何が根拠になっておるのでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) これは、基本的には憲法に保障するという形の中で、極力多くの人に受験の機会を与えようというふうなことで、当初、たくさん大量にやめるということで、これは中途採用も、これは当然あってもいいのではなからうかというふうなことで、20、たしか4、5人やめたんです。その補充として17名補充を、そしたらこのときは非常に多くの方が受験をして、また町外の方が非常に多いんですね。これじゃあちょっとどうもならないというふうなことで、少しずつ絞っていかうかということで昨年は35、ことはもうちょっと絞ってと、そしてちょうど断層のところは補充ができたという意味も込めまして、ある程度若い職員に、対象に、一応基本的には、そうしたらことは応募者が非常に少なくなったと、そういう状況でございまして。基本的には、当初はそういうこと、多くの人に機会を与えようというので、そのときは大量に採用するというのもございまして、中堅の年齢の人たちを採用、そして試験もできなきゃいかんということで、試験の、1次試験の順位で採用していったと、こういう状況でございます。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) 町長、あなたその答弁で住民全部に納得させる自信がありますか。

町長(新川 久三君) あります。

議員(1番 小林 和政君) あります、はあ、ふうん、それはあんた大したもんだ。それは支持率100%かもわかりませんがね。私は、全く納得できんわけですよ。なんでかちゅうと、受ける、例えばですよ、採用試験に、今、きわめて厳しい、仕事のない時代に、役場の職員、昔と比べて随分待遇がよくなっています。だから、役場の職員に向かって挑戦していかうという方がたくさんいらっしゃる。その中で、去年、その前の年は無制限でやった、そういう気持ちで次をねらおうとしたって35にされた、今度は何ぼ、27、来年20ですか、こんなやり方をしよって、正しい、職員にはしっかり仕事をしなさいというような形が、統制のとれた形ができるわけがないやないですか。一番入り口ですよ、こんな採用の仕方をしよる。きちんとした町としての採用基準というのは、どこかにあるわけですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 町の採用基準というのはございませんけれども、基本的には県に準じるような形というか、他町村の状況にも、もうちょっと合わせていかないかなかなあと。こういう、当初は多くの、やっぱり、何と申しますか、人が受験できるようにということで、おととしの分はやったわけですが、基本的には他町



村と、それから県とか、そういうのを参考にしながら今の年齢に絞ってきたと、こういう状況でございます。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) あなた、去年だけ無制限にしたんじゃないの。その前までずっと無制限やったわけですか。違うでしょ。去年やない、その前の年に無制限にして、その前ずっと無制限で来たわけやないんでしょうが、ここの採用条件は、はあ、ちょっとしっかり答弁してください。ということは、おとしの無制限で採用条件にした、それ以前も過去にさかのぼってずっとそういう条件で採用してきたんだ、この答弁ください。

議長(田村 兼光君) 総務課長、吉留君。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課の吉留です。

おとし以前の採用基準については、手元に資料がありませんので断言できませんけれども、おおむね30から30半ばぐらいの年齢制限だったというふうに記憶しております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) 答弁違うやないですか。ずっとやってないやないですか。その年だけ無制限にしたということになりますか、今の総務課長の答弁によりますと、それ以前はずっと三十数歳だった、そのときだけ無制限にして、その次から35に戻して、今度は、来年は27とか30になったとこういう採用の条件自体がきわめてころころ変わる。要するに、町長の一存で我が子に名をつけることができる、こういう状況になっておるといっていいのでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 当然それはあっていいと思いますよ。人事権、もうこれは執行権の中にございますんで、これは当然そういう方向性も。そして、ちょうどその無制限のときは退職が非常に多かったということで、大量に採用しなきゃならんということで、年齢も大きく幅をかけて募集をしたという状況はございます。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) いろんなあなたの答弁が、聞いていただく、もちろん議会だよりも答弁として載ってくるんだと思いますが、あなたの答弁を多くの町民の方が納得するとは、私は到底思いませんので、ここで再確認しておきますが、採用に関しては、この条件はここ3年毎年変わってきた、その毎年変わった条件の中で採用された職員が、これからの町政を担っていくことになります。いいですか。では、採用する段階で、きわめて不公平なやり方、いいですか、どういうことが不公平かちゅうと、去年35歳まで受験された、その以前も大体三十数歳までだろうという答弁をいただいていますけども、ある年だけ無制限になって、去年35歳、来年度、今度の4月の試験については27歳までだというふうにここでまた変わった、こういう採用は何らかの意図があってやるように映るわけですよ。こういう事実は、正しいやり方じゃない、しかしこれは、町としての採用基準がないから、町長の裁量権の中で判断したんだと、だから町長の判断でこういうふうな採用条件で新職員を採用していったんだと、こういうふうに理解して、皆さんにもこういう説明してよろしいですね。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) ちょうど無制限にしたときは、県の方針あたりで、Uターン、Iターンの採用をせよとか、そういう一つの国からの指示、県からの指示もあったような気がします。そこんところ、ちょっと副町長覚えてないかな。

議長(田村 兼光君) 吉留君。

総務課長(吉留 正敏君) 町長の答弁の補足説明をいたします。総務課の吉留でございます。

ここ数年、採用年齢、基準が変わってきております。町の基準といいますのは、毎年採用試験の募集要項を定めますので、これが採用基準となります。この募集要項によって、毎年採用していくわけですが、特にことし、例えば大卒で27歳までの受験制限設けましたのは、これまではおおむね30半ばごろまでの方であれば、どなたでも応募ができたわけです。そういう中で職員を採用してまいりましたけれども、30を過ぎて入る職員の中には、前歴をかなり持って入ってくるという職員もございます。ここ数年の、その後の職員の採用後の勤務実態を見ますと、ちょっと問題があると思われる職員も出てきてまいりました。そこで、ことしについては、県の採用基準に合わせまして、大卒については27歳までという制限を設けております。

それから、今後につきましては、それ以上の前歴のある職員を採用する場合は、中途採用を別途、別枠でしたいというふうに考えております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) お答えはよくわかりました。でも、今までやった中で間違いやったからちゅうて、そういうふうにくるころ変えるような採用基準自体がおかしいんじゃないかと思うわけ。住民に対して、住民の中には、みんなそれを目標とする人たちは、その採用条件というのは、絶対動かんものだという認識のもとに対応しておるはずなんです。それを毎年変える。ことし27にしたら恐らく来年22にするんじゃないの。これだって町長の裁量権の範囲なら、毎年採用条件を決めるから、こういうふうになり得る。こういうやり方をやることによって、町政に対する信用、あるいは長いことこれから将来の築上町を担っていただくような職員の人たちが、あなた先ほどたまたま問題のあることがあったというようなことおっしゃいましたけども、将来を託す人たちに、そういうまちまちな条件の中で採用するような体制自体が間違うと。こういう体制で正しい町政をやっていこうとすること自体が、初めから無理な話じゃないんですか。どうですか。町長そこそこ辟易しとるんじゃないですか。もう参ったと思ひよるんじゃないですか。どうですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) そこは、私と小林議員の見解の相違だと思いますけど。私は、やっぱり採用という形の中で、幅広く採用したかったという問題がございます、これは。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) どうも私、町長とはもう一生話合わんことあるので、これ以上もう質問しませんけども。ただ、町政の基本になる公金の使い方と人間の動き方の中で、特に公金については、先ほど申し上げ

げましたように、指名のいかがわしい点は全くない、今おっしゃるように、執行部以外の力が加わるようなことは全く起こり得ないという答弁をいただいたということと、職員の採用については、町長の裁量権の範囲内だから、毎年変える採用条件もいたし方がない、こういう採用の仕方をやっても、築上町の将来を任せる人材を採用していくんだという答弁をいただいた、これで私は一般質問を終わります。

議長(田村 兼光君) 御苦労さん。

町長(新川 久三君) ちょっと待って。

議員(1番 小林 和政君) じゃあ、ちょっと終わりません。答弁があるなら私も。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) だからですね、過去の分はという形で、今後はどうするかということでちょっと質問していただければ、今の基準で私はいきたいとこのように考えております。

議長(田村 兼光君) 小林議員。

議員(1番 小林 和政君) じゃあ、今後の話、今まではなしにして、今後の話ということで(発言する者あり)はい、じゃあ、私は一つ申し上げますよ。

旧築城町は、上城井、下城井、築城が合併して築城町に、昭和30年になったんです。31年から、自主的に財政再建団体になった。このときに、人口1万2,900、1万3,000ちょっと切れちゃったんです。そのとき職員65人です。65人の職員で、1万3,000人の人口に対応しよった、昭和31年です。私が小学校1年生、あなたが3年生ぐらいでしょう。そういう時代に、自主的に財政再建した。こういう時代の職員は、公僕やったわけです。役場の職員というのは、給料がきわめて安くて、何とか必死にようしていこうというような努力をされていったんです。割合的にもきわめて少ない、総予算1億ぐらいしかなかった。こういう時代の職員が、今の時代をつくってくれたわけです、今の時代を。それを今までやり放しにやっちゃってこれからようしますけもうこれで終わります。もう本当にいつまでたっても意見合いませんので、これで終わります。

議長(田村 兼光君) 御苦労さんでした。

.....  
議長(田村 兼光君) (「議長、休憩お願いします」と呼ぶ者あり)今から言おうかと思ひよった。(笑声)

ここで一たん休憩します。会議の再開は40分からです。

午後2時27分休憩

.....  
午後2時40分再開

議長(田村 兼光君) では、会議を再開します。

次に、5番目に2番、宮下久雄議員。宮下議員。

議員(2番 宮下 久雄君) 築上町の今後について3点ほど質問をするつもりにしておりましたが、企業誘致は西口議員が質問したので、割愛しようかと思っております。

まず、第1番に太陽光発電、またその他の発電ということで、通告をしております。

このたびの議会に、太陽光発電の設備補助金の300万円が提案されておりますが、原発事故後、こういった自然エネルギー開発について、国のほうからどのような指導がなされておるかまずお聞きしたいと思います。

議長(田村 兼光君) 環境課長。

環境課長(永野 隆信君) 国のほうからはまだ来ておりませんが、昨年度から案を出すということで、資料はいただいております。国におきましては、先月の26日に、再生可能エネルギー法案を成立したところでございまして、自然エネルギーを利用する個人、それから事業者を支援して、自然エネルギーの利用を拡大し、既存の化石エネルギーや原子力エネルギーへの依存を低減していこうということが目的であるということで理解しております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 宮下議員。

議員(2番 宮下 久雄君) じゃあ、まだ具体的には来てないわけですね。

議長(田村 兼光君) 環境課長。

環境課長(永野 隆信君) まだ、具体的には来ておりません。今後、詳細な制度設計について議論されていくということを聞いております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 宮下議員。

議員(2番 宮下 久雄君) はい、わかりました。

総理が交代しまして、新総理は、前の総理も言っておりましたが、新規の原発はもう認めないと、それから、耐用年数が到達した原発はもう更新しないということを明言、今度されております。将来的には原発は中止するという方向が明確になった気がしておりますが、この後、大変な電力不足が起こってきますが、当然、これは国の考えることでありますが、町としてどのような心配をされておるか、町長でも結構ですので答えていただきたい。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 今、原子力エネルギーによって電気が賄われておるという現状にかんがみ、やっぱり今後は自然エネルギーというものを重視しながら、特に小水力とかそういうのも、我々が取り組めるんじゃないかなと思います。例えば、小川ダムの水があります。これを一応水力発電に利用して、そして夜間、余った電力をもらって、それをまたダムに組み込むという循環的な昼間の電力を賄うとか、そういうのはうちの町は考えられるんじゃないかなと思うんです。そういう形で、これはちょっとまだ、海のものとも山のものともわかりませんけれども、そういういろんな自然の水力、それから風力、それからまた太陽光という形の中で、極力公共施設のほうも、今後は設計をするときには、太陽光を取り入れて、自家発電を行って、余った分を電力会社

に売るという、そういう一つ手だてを踏んでいくべきではなからうかなと、今、考えておるところでございます。

議長(田村 兼光君) 宮下議員。

議員(2番 宮下 久雄君) 今回300万円提案しましたが、こういう補助金はこれから増額していくような気はあるのか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 今年度、うちの町で取り組みということで、これ、国から補助金が45%来ます。そういう形の中で、当初15件の申請をして、今から9月の予算ですので、これが成立してからという形になれば、大体他の町村は先駆けてやっておるところは30件程度、一応予算をもらっておると、そういう形でございます。できれば国のほうに、たくさん来年度の要望があれば、要望の分予算要求をして、どれだけ認められるかはわかりませんが、今からその太陽光発電の希望調書をとるなりしながら、本町で来年度どれだけの要望があるかと。そしてあと、国の内示に基づいて調整をしていくと、必要がございますので、そのときには地域割とか、そういうものも考えていかなきゃいかんのじゃなからうかなと考えておまして、すべてがすべて、全部要望どおりもらえるというわけにはいかないだろうと思ひまして、そういうことで、来年度の需要量といいますか、太陽光発電の希望する家を調査をしながら、来年度の予算要求ということでしてまいりたいと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 宮下議員。

議員(2番 宮下 久雄君) 太陽光については、吉元議員も防衛省の関係で触れておりましたけれども、しっかり取り組んでいただきたいと思いますが、これ、個人のやることです。町が太陽光発電をやれないか。住民からしょっちゅう言われるんですよ、自分も。椎田は池がたくさんあると、その池の上にパネル設置して太陽光発電して電気を売のようなことを考えたらどうかかなり言われて、自分も頭悪いなあちゅうような思いでやってきたんですけども、そういうことも取り組めないだろうか。町の貯水池に設置できないかとか、干拓の池に設置できないかとか、そういうことどうですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) それも、ちょっと検討はしております。というのが、漁港周辺に埋め立ての町有地があります。そういうあたりでもできたら、町有地を基本に、それとかため池、これは、何と申しますか、町単の形じゃ無理だから、防衛施設の補助金というふうな形でクリアできれば、非常に、ある程度財源捻出ができる。それとまた、今、過疎に指定されておるんで、補助金プラス過疎債を利用できるような形になれば、これは一番いいんで、今からこのエネルギー買い取り法案ができたんで、今後じっくり検討しながら、財源が間に合うように何とか事業を実現できるように、ちょっと検討してまいりたいと思っております。

議長(田村 兼光君) 宮下議員。

議員(2番 宮下 久雄君) 町の施設の太陽光発電は、今どういう形になっておりますか。今度つくるコミュニティセンターとか、現在つくっておるものの太陽光発電、どういう形ですか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) これ、一つ設計の段階でまだ入れてなかったんですよ。(発言する者あり)

議長(田村 兼光君) 渡邊課長。

企画振興課長(渡邊 義治君) 企画振興課、渡邊です。町長の答弁、ちょっと補足させていただきます。

当初は、最低補助ラインということで、15キロワットで、計画ずっとやってたんですけども、その後の国、防衛省の対応といいますか、枠の拡大がございまして、75まで入れられるということで、現在、設計の中には組み込んでおります。

議長(田村 兼光君) 宮下議員。

議員(2番 宮下 久雄君) この庁舎ですけど、22年度の電気代、370万くらい払っておるんですが、何キロワットかちょっと忘れたんですけど、これを太陽光で賄うとすれば、1,800平米ぐらいのパネルが要ということなんです。設置すれば1億ぐらいかかる。半分補助金もらえば、10年で元が取れるというような形になるんですけど。この庁舎がちょっと古いんで、この上に設置というのは、町長もうんと言わないかもしれないけれども、あまり古い庁舎なので、もう建てかえて太陽光発電でもしたらどうかと思うんですが、町長、どうでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 古いことは古いということで、合併のときの条件で、庁舎は旧椎田庁舎を使うということで、これは合併協議会もしくは合併の申し入れのときに、先ほどまで傍聴に来られておった、前築城の町長さんが、名前は椎田町を使わんでくれ、庁舎は椎田の庁舎を使ってくれと、そういう合併の申し入れが、これは、築城の4役で来てそういう話がございました。だから、庁舎を建てる時は、ここにやっぱり建てるというのは、これは私は明言したいと思いますし。

ちょうど老朽化もはなはだしい。築城の庁舎のほうが1年早かったんですね。まへの崩した庁舎、こっちが昭和39年で、築城の庁舎が昭和38年ということで、もうそんなに、年数的には1年しか変わらるので、非常に老朽化激しいです。そしてこの前の、ちょうど玄海沖の地震のときも、相当ここ被害があって、クラックが入ったりということもございますし、それから、本来なら、エレベーターをという話が随分ありました。しかし、エレベーターをつければ、耐震調査をやって、莫大な金がまた要するというふうに、耐震補強をしなきゃいかんということで、それも見合わせをしておったということで、もうそろそろ財源も少し余裕が出てきて、合併特例債も使えるという形の中で、この庁舎の見直しも、私は必要かなと感じております。そのときには、太陽光発電を十分に利用して電力を賄う、そして余った電気は電力会社に売ると、そういう形のものができればいいがなという、今、口頭でございます、実際そういうことになれば議会の皆さん、それからまたいろんな有識者の皆さんにも、検討していただきながら、庁舎検討委員会なりをつくって、ことを進めてまいりたいと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 宮下議員。

議員(2番 宮下 久雄君) わかりました。周辺の見本になるような立派なエネルギー対策をやっていただきたいと思います。

ピラパラが、水車回ってるんです。今、米もついてないですけど、水車は勢いよく回ってるんで、発電機だけ買えばいいような状況ですので、どうでしょうか、あそこだけでもまず取りかかってみてはいけませんか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 発電機の金額が、ちょっと今、何ぼかわかりせんで、ある程度、そういうコストというものを計算しながら、これはやっぱり検討の価値が、それと小さな小川がありますよね。これを無駄に水を流さんで、何とか発電、小水力というか、小水力発電というのができて、それぞれ大体1軒分の電気は賄えるという形になれば、こういうものもある程度考えていく必要があるんじゃないかなと考えておりますし、ピラパラのほうは検討させてください。

議長(田村 兼光君) 宮下議員。

議員(2番 宮下 久雄君) 世間の見本になるようなものをひとつよろしくお願いします。

次に移ります。企業誘致の件は、先ほど質問がございましたので、割愛しますけれども、町長、企業誘致、難しい状況になっておると思うんで、全力を尽くして成功させてもらいたい。町長が課長時代引っ張ってきたのが、高山化成じゃなかったですか。そうでしょう。職員のときでもできたことが、町長になってできんわけがないと思いますんで、頑張っていたきたいと思います。

次に、生ごみの肥料化ということで上げました。現代、家庭ごみはRDF化しております。最初、苅田のほうのセメント工場に有料で運び込んで、このときは固形燃料ということだったと思います。次、ここから断られまして、北海道にごみとして運んで、多額の金をかけて処分したこともあります。この前までは、宇部やったですか、宇部セメント、ここもごみとして運び込んで、処分をしてもらってある。現在は、大牟田で発電のための燃料ですか、燃料として、お金を払って処分してもらってるという状況なんです。だから、燃料をつくるにも、ごみをつくるにも、燃料を燃やしながら、わざわざ燃料をつくったりごみをつくったりしてきたのが、今までのRDFのやり方だと。だから、これは工藤久司議員もよくこの話は議会で質問してるんですけども、堆肥化か、それか液肥に流し込んでもいい。何か生ごみを肥料として使えないか。そういうことを町政は頑張してほしいと、何回もこれはお願いしております。

自分たちも、大木町のほうに液肥施設を見学に行きました。大木町は、築上町の液肥施設を勉強してつくったと担当課は言っておりましたけども、その中に生ごみを入れて、液肥を最終的に完成させてるということでもあります。

何とかこういうところに取り組んでもらえないかということですが、どうでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) RDFの話が出ましたが、まさに議員の言うとおりでございまして、当初はトン当たり1,000円で買ってもらえるという触れ込みで、今の施設を23億数千万円をかけてつくったわけでございます。

そして、最初の話とは違うんで、引き取り賃を取られてやってあったということで、私が議員のときにこれはおかしいぞということ指摘して、一部有料化ということで、トン100円ですか、たしかそういう経過があったと思います。そういう状況の中で、今、引き取り手があっちこっち、もう本当に変わって我々も苦労しております、実際。というのが、ダイオキシンがたくさん含まれたんで、セメントにはだめだということで、北海道まで持って行って、そのときはトン当たり3万数千円取られて、そしてダイオキシンを減らして、また宇部に返して、それでも1万6,000円、トン当たりですね。これも高いということで、ちょうど2,000トンぐらい出るんですね、一応RDFが。これを何とか、今、県とそれぞれ大牟田の発電所の加盟市町村がございます。そこをお願いをして引き取ってくれと、今、トン9,500円ですとっていただいております。それだけでも相当数、2,000トンの、約六千幾らか安くなっておるんで、1,200万ぐらいですか、浮いてきた状況で。最近、あそこも行かれんようになったということで、値上げさせてくれという状況が来ておるんで、そしたらまた宇部が安くっていいぞという話も出てきておりますけれども、ちょっと、ちょうど3カ年ということで限度で、大牟田のほうに搬入させてもらっておるんです。それが、もう年限がことしいばいで来ると、それ以後どうしようかという形で、今、協議をしておりますが、少しだけ、本来なら1万3,000円ほど値上げさせてくれということで、大牟田のリサイクル発電所といたしますけど、そこから値上げの話が。そして、加盟の市町村もそれだけ出すんでおたくも出してくれ、いや、そう言うけどうちはそのは出せないということで、ちょっと今検討して、向こうも9,500円幾らか値上げさせてくれという状況。極力、やっぱりそれを少なくしていかないかんとということで、先ほど質問のあった生ごみを分別収集しようというふうなことで、今、考えておるところでございます。

これも、本当は、全戸收拾したいんですけれども、できるだけ農家の方は、自分の畑なりに生ごみをコンポストでつくるなり、それから、もうそのまま生で、肥料で入れてもらおうと。そして、どうしてもそういう畑あたりがないところを試験的に生ごみを集めて、液肥の中に粉碎をして発酵させようと、そういう今もくろみで、環境課のほうで検討をいたしておるところでございます。

そして、本来なら自己完結型、RDFです。本来なら、そこでできたRDFを発電に使うと、そしてその電気を賄うと。それから、そこで乾燥する、RDFを燃やして乾燥すると、そうすりゃあ灯油を買わなくていい、電気を消費しなくていいと。そういうことができないかということで、指示してるけどなかなかやっぱり、非常に難しい問題もあってそこまで。そして、あと灰の処理が一番難しいんです。灰の処理ができればそういうこともできるけれども、灰がなかなか処理できないということで、もう灰の処理まで行けば、陶器が何かつくって、道路の歩道のタイルなんかにしてつくればいいけど、それもある程度限度があるというようなことで、非常に今、そこんところ苦慮して、その後の利用先、それから灰の処理ができれば、何とかそのままできれば、ちょっとそこで自家発電と、そして要るだけのものは電気使って、あと電力会社に引き取ってもらえばいいと。先ほどの、いわゆるエネルギー法案と一緒に、買ってもらえるような状況になると思いますけどね。そういうことで、生ごみのモデルの自治会を決めてやっていこうということで、今、環境課のほうで取り組んでおると、こういう実情でございます。



議長(田村 兼光君) 宮下議員。

議員(2番 宮下 久雄君) じゃあ、環境課のほうは、もう取り組んでるんですね。わかりました。大変頭が痛いことですが、一步前進ということで、ぜひとも進めていっていただきたいと思います。

次に移ります。行政サービスについてと書いております。これは、町の広報が自治会に未加入の世帯に届かないと、行政情報の公開ということが、築上町大きく掲げられておるんですが、同じ税金を納めておって、届く世帯と届かない世帯がある。ここは、ちょっとおかしいんじゃないかと言う人がおります。自分も、おかしいなと思うんですが、こちら辺の整理をもう1回、町のほうでし直していただきたいと思うんですが、どうでしょう。

議長(田村 兼光君) 総務課長、吉留君。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課の吉留です。

現在、広報は毎月1日に発行いたしておまして、職員がその日に各自治会長のもとにお届けしております。それから、自治会長が各隣組長を通じて、世帯に配布ということになっておりますが、そういうことで、自治会に入っていない方については、広報が届けられないという状況になっております。

中には、自治会には入ってないけれども、広報だけは配ってるという自治会もあるというふうにお聞きしておりますけれども、現在、およそ8,900ほどの住民基本台帳上の世帯がございますけれども、自治会のほうから届け出を受けてる世帯が、全部で7,200世帯ということになっております。2世帯同居世帯が、今、かなりございますけれども、それにしても1,000近い世帯が、恐らく自治会に入っていないのではないかと思います。こういった方々のほとんどが、今、町のほうからの広報が届かないということになっております。

ただ、全く入手できないことではなくて、本庁、支所、それから公民館、中央公民館、築城公民館などに広報などを置いておりますので、問い合わせがあった場合は、そちらのほうにとりに行っていただくようお願いしているという状況でございます。

議長(田村 兼光君) 宮下議員。

議員(2番 宮下 久雄君) これは椎田町時代のことですけども、昔は町内会と言ってたんです。それを自治会に変更したんですけども、そのときに、それまで出してた手当はもう全部廃止しますということと、ときの町長は打ち出したんです。だから、自治会の代表者が自治会長なんで、自治会で自治会長の手当とか考えてくださいという出し方をしたんですけども、それで、じゃあ、あのときは毎週出していました、週報。これは、どう届けるかっていうんで、週報の配達員をもう町で設置するということと打ち出し、ところが、今度は自治会のほうが、それでは隣組長の手当とか一切なくなってしまうんで自治会はもう成り立たないと、どうか全戸自治会のほうで、旧椎田町の件ですよ、配達するんで、自治会長、隣組長の手当を出してほしいということで。だから、あのときは隣組長の手当を、隣組長手当じゃなくて週報配達員ということで設定した、こういう流れがありました。

その流れでずっと来てると思ってたんですが、現在は外れてしまっていると、自治会に加入していないところ

は届いていないということなんで、そこに届けるというのも大変でしょうけれども、そこが抜けてしまったということについては、流れがちょっと狂ってるなということ、町のほうももう1回考えてみてもらいたいと思うんですが。

議長(田村 兼光君) 総務課長、吉留君。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課の吉留です。

自治会に入っていない方に、町からの広報並びに配りものが、入ってる方と同様に届くということになりますと、今度は自治会に入らないという方がふえてくるのではないかとということが懸念されます。しかしながら、確実に町のお知らせを全住民にお届けをするというのは大事なことでありますので、自治会長会の幹事会に、自治会に入っていない方へも配達できるかどうか、相談をしてみたいというふうに思います。

議長(田村 兼光君) 宮下議員。

議員(2番 宮下 久雄君) わかりました。じゃあ、いろいろな知恵を働かせてみてもらいたいと思います。

それと、次が家庭ごみの収集って書いてあるんですけども、これは、町発行のごみ袋に入れたものなんですけど、それを自治会に加入していない人は、自治会のところに設置しているごみ箱ですか、收拾箱か、あれに入れられないと、そういうことになっとるんですか。そこをお聞きしたいと思います。

議長(田村 兼光君) 永野君。

環境課長(永野 隆信君) 自治会加入等の有無でごみ回収の件ですが、ステーションに出せないということにはなっておりません。ごみ袋を買ってごみ出しをするのですから、町として回収するのは当然のことだというふうに思っております。

議長(田村 兼光君) 宮下議員。

議員(2番 宮下 久雄君) じゃあ、ごみ袋を入れる箱があるですかね、あれに入れてもいいわけですか。

議長(田村 兼光君) 永野君。

環境課長(永野 隆信君) ごみステーションにつきましては、町のほうから支給しております。それで、管理のほうは、地元のほうで管理していただくということになっておりますので、自治会に加入されてない方でも、そのごみ箱のステーションを使うということはやぶさかではございませんし、管理等は地元で行っておりますので、掃除等の御協力は、ぜひともしていただくほうが望ましいのではないかとというふうに思っております。

議長(田村 兼光君) 宮下君。

議員(2番 宮下 久雄君) わかりました。じゃあそういうことでありますなら、徹底していただきたいと思えます。

じゃあ、以上で終わります。

議長(田村 兼光君) どうも。

.....

議長(田村 兼光君) 次に、6番目に信田博見議員。信田議員。

議員(14番 信田 博見君) 通告に基づきまして、質問をしたいと思います。あと1人質問をする人が控えてるということでございますので、なるべく早く終わりたいと思います。

豊前と寒田を結ぶ道路と真如寺の林道を結ぶ道路についてということで、この件はもう3回ぐらい質問をいたしました。町長は、牧の原のキャンプ場の山開きの行事だったと思いますが、この道路を早くつくりたいなという気持ちをあいさつしたと思います。牧の原キャンプ場と龍城院のキャンプ場とが、車で15分から20分でつながるわけでございます。それが、地域間交流それから祭り、イベントの交流その他いろいろあるわけですが、それから、昔は椎田町森林組合、築城町森林組合と2つありまして、それが今、豊築で1本と合併しまして、1つの森林組合となっております。そういうことで、森林組合の作業班とか、そういう人たちも寒田から真如寺に、あるいは真如寺から寒田に、真如寺から豊前にという仕事の関係があるわけでございます。それで、このように広域にわたってしごとをしとるわけでありまして、この道が通じますと非常に便利になるということでございます。

それと、龍城院キャンプ場が非常に利用者が少なく、もう早うつぶせという意見もございました。がですね、ことはボーイスカウト、それから八幡にある国際大学の学生、それから小倉の子供会、それから今度10月には、ちょっとまだ情報だけなんですけども、大々的にあそこでイベントをやって音楽活動をやるというような話を聞いております。そういうことで、電気のない、本当にへんぴなキャンプ場ではございますけども、非常に、今、注目を集めてるんじゃないかなというふうに思っております。

いろいろ震災ございまして、電気のないというか、なるべくエコという考え方が広がっております。そういうことも影響してるかもしれませんが、あの電気のないキャンプ場、本当に不便なキャンプ場、しかしながら、便所が水洗だという、非常にいいキャンプ場ではございます。そのキャンプ場と龍城院キャンプ場と、それから豊前の求菩提キャンプ場とが、本当に15分、20分ぐらいの距離でつながるわけでございます。ですから、これはぜひやっていただきたいと、私は思ってます。

町長は早くつくりたいということでございますが、ちょっと意見をお願いします。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) 県道の豊前、これは寒田線って書いてるけれども、豊前犀川線です。犀川から豊前までということで、銚立トンネルを通過して犀川の国道496、そこまでが路線でございますけども、ちょうど豊前と本町境に尾根があります。そこが、ずっと尾根になって龍城院まで来てるおるということで、本来なら、その県道が椎田求菩提線ということで、路線だけは名前がつけられております。しかし、実際の供用開始するのは、残念ながらピラ・パラディまでということで、後の分は里道で、全く車の通れない道路で、ウサギ道といいますが、そういう道路でございますし、早くこれを何とか、やっぱりちょうど回廊的になるんです。ちょうど豊前犀川線から尾根伝いに道をつくってすれば、築上町の山が一周できるような状況になります。

でも、本来なら築城のほうも、犀川とうちの町の尾根に、林道をつけてすればずっと一周できる、尾根林道ができ上がるんですけど、まだ、ちょっと今築城の分は、馬立の林道ということで、何かトラブルが農林事務

所にあつて、まだまだちょっと理解を得られてないと、築上町と築城と同じとらえ方で農林事務所がされておるんですけども、これはこれで別途、これは椎田の事業というようなことで、そして今、農林事務所の梅津所長のほうに、この前ちょうど会議がございました。治山林道の総会がございましたんで、そこで何とかということで、森林土木の課長もおりまして、何とかやってくれというふうなことで、今、げたを履かせております。そうしないと、県が一切を言うてきた、もうこっちは知らんぞというふうな話までして、何とか採択、産業課長にも指令、とにかくこれやるぞというふうなことで、そうすれば、築城の、たしか上城井の財産区が非常に便利になると、下城井もたしかあの辺にあつたかなと思うんですけど。とにかく、財産区の山、それから個人の山、相当築城の方が持っております、その林道をつくれれば。

豊前も19アールということで、豊前市の釜井市長にも、幾分か負担してくれなよという話をして、少し乗り気になっておりますんで、早くやっぱり、林道の補助金を採択してもらって、そして後過疎債を充てると、そうすれば非常に地元負担の少ない林道ができ上がりますんで、その思惑で、早く着工できるような形で計画を立ててやっていくということで、今、産業のほうで、多分課長取り組んでくれておると思いますが、一朝一夕にはできないけれども、とにかく早く計画書を県に上げて、県から国に上げるという段取りまでやっていきたいと、このように考えております。

議長(田村 兼光君) 信田君。

議員(14番 信田 博見君) 産業課長、それからいろいろ計画までは産業課かもしれませんが、つくるのは建設だと思えます。質問はしません。よろしく願います。近々できるということで、よろしく願います。

次に、山間部の農業・林業についてということで、これはイノシシ、シカ等の害鳥獣の被害でございます。これも何回も質問をしました。が、なかなか前に進まない問題でございます。

今の時期に、山間部の農家を訪れていただければわかると思いますが、必ずイノシシの、シカの被害の話になります。一生懸命に育てた稲が、収穫を目前にしておきながら、一晩でイノシシにやられてしまう、農家にとっては死活問題でございます。山間部を回るとわかるように、耕作放棄地がたくさんあります。ほとんど草やぶになって、手つかずの状況になっております。非常にもったいない話でございますが、やっぱりこれも、イノシシやシカからやられてもうやめたということで、農業をやめてしまった人たちが多いいんじゃないかなというふうに思います。個人で電さくをしたり、ネットを張ったりといろいろやっておりますけども、防ぐにはほとんどもう限界に来ておるわけでございます。このままでは、また農業をやめたいと、棚田の保全もできないということになってしまうと思います。

今議会の町長の行政報告の中で、広域で取り組もうという話が進んでるという報告がありました。これは、具体的にどのように取り組むのか、ちょっと教えていただきたいと。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) この有害鳥獣対策というふうなことで、これは本当に、今、信田議員が言うように、山

間地の皆さん苦勞しております。これは、うちだけではございません。大分県から、京築中全部です。

ということで、先般、冒頭、議会開会のあいさつにも、ちょっといたしましたけれども、8月の25日に農水省のほうに要望ということで、これは京築農業振興協議会というところから要望をするということで、会長は豊前市の釜井市長が会長でございますけれども、全員そろって農水省のほうに行って、いろんな圃場整備とか、いろんな採択関係の願いもしてきましたけれども、有害鳥獣対策室のほうに行きまして、こういふことで困っております。それから、九州農政局にも、これは8月の5日、ちょうど臨時議会を開いた後だったかなと思いますけれども、ここにも窮状を訴えに行ったわけでございます。これも、この農業振興協議会、京築の面々で行って実情を訴えたということで、九州の農政局からも、多分本署の有害鳥獣対策室に話は上がったと思います。そしてそこに行ったら、ちょうど議会開会前に、金曜日ですか、直接採択事業というのがあるんでやらないかということで、まずはやっぱり、これは、いわゆる2つの県をまたがなければちょっと採択しづらいよということで、まず中津市がやっぱり山の面積が大きいんで、中津のほうに有害鳥獣対策室とかに連絡とって、新貝市長、やりましょうという話をとった。そして次に、上毛、豊前と、そして私、築上町に話が飛んできたというふうなことで、先般、僕らが要望に行ったのも覚えておりまして、ぜひやりますよねということで連絡があって、できればみやこ、行橋、苅田にも声かけていただければ、我々は京築で合同でお願いに行きましたんで、そして中津と合同でやれば、事業採択なるでしょうというふうなことで、

今後、どういう形態でやるかちゅうのは、打ち合わせをやっていかなきゃいけませんけれども、予算は国からもらえるというあかしがもう出てまいりましたんで、今後は産業課、それぞれ事務会議をやりながら、どういう形態で、多分一斉駆除になるかと思えますけど。だから、今の被害は、ちょっと間に合わないけれども、今年度中の、いわゆる一斉駆除という形でできれば、同時にやって、単体でやればどこかに逃げ込んでしまうから、一斉にやればそれも防げるんじゃないかなと思うことで、一斉にやろうやという形。これも、わなもあるし、それから鉄砲、どれをどういうふうに採択するかちゅうのは、今から予算の範囲等検討しながら、それぞれ協議会つくってやる形になるかと思えますんで、ちょっと詳細についてはまた後日、そういうのが決まり次第、御報告をしたいと思えます。

議長(田村 兼光君) 信田君。

議員(14番 信田 博見君) 大体わかりました。吉元議員あるいは西口議員が、職員はどんどん外へ出て、いろんなことを見てきなさいと、いろんな人に会ってきなさいという話をされました。私もそう思います。ぜひ、山間部の農業、農家がどのように思ってるのか、どうなってるのか、どんな悲惨な目に遭ってるのかということをよく自分の目で、自分の耳で聞いて確かめてもらいたいと思います。産業課長、よろしく願います。

議長(田村 兼光君) 終わった。

議員(14番 信田 博見君) はい。

議長(田村 兼光君) よし。(笑声)

.....

議長(田村 兼光君) では、7番目に10番、西畑イツミ議員。

議員(10番 西畑イツミ君) はい。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) はい。

議長(田村 兼光君) 答弁、長え。

町長(新川 久三君) 長え。

議長(田村 兼光君) やるかやらんでさっとやりな。

町長(新川 久三君) はい。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 皆さん、お疲れのところ大変申しわけございませんが、明確に教えてください。よろしく願います。通告に基づきまして、質問いたします。国保税問題について、5点質問いたします。

1番目に医療費の削減のための対策についてですが、平成20年4月から特定検診と保健指導が義務化されましたが、早期発見、早期治療に結びついていきますか。また、健康サロンでの取り組みで、効果があらわれておりますか。医療費の削減のために、どのような対策をしているのかをお尋ねいたします。

議長(田村 兼光君) 住民課長、平塚さん。

住民課長(平塚 晴夫君) 住民課の平塚です。よろしく願いをいたします。

まず、医療費の削減のための対策ということで、医療費の削減につきましては、現状なかなか有効な手だてがない状況であります。特に福岡県の医療費につきましては、全国的に高く、後期高齢者医療の医療費は、8年連続で日本一となっているような状況でございます。

築上町の国民健康保険の医療費の状況につきましても、平成21年度の数値ではございますが、1人当たり年37万6,624円と、全国平均と比較いたしましても1.31倍、福岡県の平均と比較いたしましても1.17倍と、高い水準になっております。

医療費が高い理由といたしましては、医療機関の充実というような面があります。福岡県は大学病院も多く、受診できる状況が整っておるといことも要因の一つかと考えられます。また、高齢化が進むこと、高額な医療機器が普及するというようなさまざまな要因が考えられます。築上町の医療費が、国、県の平均値よりも高いという理由は、京築医療圏内の医療機関の充実と、それと高齢者率の増加に伴う年齢構成等が考えられるかと思えます。

医療費削減の対策といたしましては、平成20年度から実施をされておる特定検診、特定保険事業、各種検診を積極的に利用して、病気の予防や早期治療に努めること、先ほど言われましたふれあい健康サロン事業などの健康増進事業の推進、食育等の推進・啓発に努めることが重要だと考えております。ふれあい健康サロンにつきましても推進をしており、22年度に2カ所、新しく参加をされた自治会があるということでございます。

具体的に特定検診の受診率を公表させて、将来的に医療費が高くなると予想される方に対しまして、個別に生活習慣病の指導を、改善を行い、医療費が高額となることを予防していきたいと。そして、重複受診者、多重受診者を抑制し、保健指導を行うことが対策の一つじゃないかと考えております。また、かかりつけ医を持ってもらうと、それを推奨すると、入院や高度治療が必要な場合には、かかりつけ医から適切な医療機関を紹介してもらうような、そういうふうにして医療費の削減に努めたいと考えております。また、ジェネリック医療品の利用促進も一つの対策になろうかと思えます。

今月の「広報ちくじょう」にも掲載をしたところでございますが、広報誌、無線、保険証の更新時に、チラシ等を同封することなどで、啓蒙・啓発を行い、被保険者の方に、医療費の削減が、保険税を下げる手段であるということ認識していただくように努めてまいりたいと思えます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 努力されてるとのこと、今、課長のほうが言われましたが、一つお尋ねしたいんですが、保健指導は個別に対応してるということですが、訪問をして指導してるのかどうかお尋ねします。

議長(田村 兼光君) 住民課長。

住民課長(平塚 晴夫君) 住民課、平塚でございます。

保健指導につきましては、特定検診の検診後の結果を見て、それで保健指導を行っております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) そうすると、個別に家庭まで行ってる指導っていうのはなされてないってことなんでしょうか。

議長(田村 兼光君) 住民課長。

住民課長(平塚 晴夫君) 住民課、平塚でございます。

今は、地区割で、一応保健師を振り分けて対応しておりますが、なかなか特定検診のほうとかいろいろ忙しくて、保健指導につきましては、各戸回るというよりは、検診後の保健指導をしているというような状況でございます。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 地区割で保健指導をされてるとのことですが、やはり全員が検診を受けた後の指導を受けてないと思うんで、やはり個別に指導することによって、健康づくり、病気の予防対策になると思うんで、その面はもう一度考えて実施できるように方向つけてほしいと思えます。

次に、国保税の徴収についてお尋ねいたします。

納付期限内に納められなかった場合、督促状が来ますが、その督促状には、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産差し押さえなどの滞納処分を受けることとなりますので、

御注意くださいと書かれておりますが、差し押さえや競売の件数は現在ふえておりますか。

議長(田村 兼光君) 税務課長、田村君。

税務課長(田村 一美君) 税務課、田村です。

差し押さえ件数等は、現在ふえています。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 何件で、どういうものを差し押さえし、どういうものを競売にかけているかを教えて下さい。

議長(田村 兼光君) 田村課長。

税務課長(田村 一美君) 詳細はちょっと、数字的にはないですけど、一応事例としまして、国民健康保険、車を差し押さえして、一応輪どめをしまして、本人に連絡して、町まで持って帰って、そしたら本人のほうで全額支払いしたちゅうケースもあります。それと、預金口座等を調べて差し押さえとかいうのをやっています。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 競売の分はわかりませんか。

議長(田村 兼光君) え。

議員(10番 西畑イツミ君) 差し押さえた物件を競売にかける、そういうのは何件か。

議長(田村 兼光君) 田村課長。

税務課長(田村 一美君) 競売はいたしてません。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 現在は差し押さえだけで、競売はやっていないということですが、預金口座を差し押さえるということは、その方の家庭の生活が困難になると思うんですが、そういう配慮をされて預金口座を押さえてるということでしょうか。

議長(田村 兼光君) 田村課長。

税務課長(田村 一美君) もちろんそうです。給与等もありますけど、預金口座は、通常もう引き落とししたものが多くて、現実に預金が残っておればしますけど、預金も広範囲で、各金融機関すべてありますから、すべてどこで預金があるかちゅうのはわからないですから、全部連絡してやってます。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) その場合、本人の承諾を得て差し押さえというか、預金の調査とかはされるんでしょうか。

議長(田村 兼光君) 田村課長。

税務課長(田村 一美君) 税務課、田村です。

これは、滞納処分でございますから、本人の了解はしません。その前に通知は、この云々ちゅう形はちゃんと出してます。



以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 確かに、払わないほうが悪いんですが、払える金額ではない、払えるのに払わないという場合は、預金口座を押さえるということも必要だと思いますが、できるだけ事前に払うように通知なり指導なりを行ってほしいと思います。

次に、資格証の現状についてお尋ねいたします。滞納者には、どのようにして資格証を渡しているのですか。郵送なのか、窓口まで取りに来させているのか、また減免措置はとられているのか、この資格証を発行することによって収納率は上がっているのか、またどのようなときに資格証を発行するのか。

議長(田村 兼光君) 住民課長。

住民課長(平塚 晴夫君) 住民課の平塚でございます。

資格証の現状についてという御質問でございます。国民健康保険の資格証明書につきましては、被保険者間の負担の公平性などの観点から必要なものだと考えております。

現在、資格証の交付世帯は、21年度77世帯、22年度が78世帯、平成23年度は77世帯となっております。交付の状況につきましては、国民健康保険税の納付がなく、納付相談にも応じない悪質な滞納者に対してのみ交付をしておるといような状況でございます。世帯主が病気等で収入がない方や、失業により一時的に収入がなくなった方に対しては、特別事情を申告していただき、短期証を交付をしておるといような状況でございます。資格証につきましては、まず通知を本人あてに出します。役場のほうにおいでくださいといような内容の通知を出します。それでも来ない場合は、郵送で資格証を送付するといような方式になっております。

税の収納率の関係は、税務課長いいですか。

議長(田村 兼光君) 田村課長。

税務課長(田村 一美君) 税務課、田村です。

平成22年度国民健康保険税の徴収収納率は89.55%でございます。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 収納率が89.55%って言われましたが、資格証を発行することによって収納率が上がったかどうかというのはわからないということですか。

税務課長(田村 一美君) はい。

議員(10番 西畑イツミ君) わかりました。資格証を発行する前に、通知を本人あてに出すと言われましたが、なかなか役場に来づらい、相談をしないといけないというのはわかってるんだけど、なかなか来づらいという方がいらっしゃるんです。その場合、どのようにしたらその方が役場のほうに来れるかというのは、私もちょっとわかりかねますが、機械的に相談に来なかったから資格証明書を発行するということなんでしょうか、機械的に。

議長(田村 兼光君) 平塚課長。

住民課長(平塚 晴夫君) 中には、資格証明書を発行してる方でありましても、役場には来ないで、郵便で、先ほど申しました特別事情の申告をされた方もいらっしゃいます、中には、そういう方につきましては、納税相談にまたおいでいただいて、税務課と協議をして、連携をしながら納付指導に心がけるというような方式にしております。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 資格証を発行せずに、きめ細やかな滞納対策をしている自治体もあります。払えるのに払わないと証明できた場合以外は慎重に取り扱うように等の、取り扱いについての通達が国から来ていると思うんです。ですので、この資格証明書発行は慎重に取り扱っていただきたいと思います。

だれもが安心して医者にかかれるように福祉の増進を図るのが自治体の役割なんですから、機械的に1年間未納だからとか、相談に来ないからとか、そういうことのないように、相談に来れない事情もあるんですから、そういう場合は家庭に出かけていきなり、先ほどもほかの議員さんたちが言われてましたが、職員が動くということをされてほしいと思います。それでもなおかつ会えないとかいう方については、もう仕方ないと思うんですが、ぜひ国の通達がありますように、払えるのに払わないと証明できた場合だけに、資格証を発行するというような形をとっていただきたいと思います。

次に、独自の軽減はできないかについてお尋ねします。

国民健康保険の一部負担金減免制度をつくってほしいとの声が、今、町民の方からたくさん上がっております。病気でも、お金が心配で病院に行けない、何とか医療費の減免ができないだろうかという声も出されております。

国民健康保険制度では、特別の理由のある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難な人に対して、一部負担金の減免や徴収猶予ができるとされております。国民健康保険法第44条に基づく窓口負担減免制度の活用はできないのか、町長にお尋ねします。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 減免制度ということで、これは、基本的にはもうずっと西畑議員の質問には僕は答えてきたと思いますけれども、災害にあったとか、そういう形であれば当然減免制度しますけれども、今新たに、新しく猶予というのができるようになった形もございますんで、これは検討しながら、すべてが猶予という形には、皆猶予してくれという形になりますんで、実態調査をしながら、猶予の制度という、国の指導もございますし、そこんところは本当に、何といいますか、会社をやめて収入がないとかいう形になれば一次猶予とか、いろんな形がありますんで、それはそれで検討はしていこうと。たしか、会社辞職して次の年に無職だったら、何かそういう制度が今度できたよな。だから、ちょっとそれ説明して。

議長(田村 兼光君) 平塚課長。

住民課長(平塚 晴夫君) 住民課の平塚でございます。

独自の軽減はできないかということで、国民健康保険法の第44条、病院にかかった際に、被保険者が医療機関の窓口で支払う一部負担金の減免ということです。これにつきましては、市町村が認める者について減免ができると、先ほど議員さんのおっしゃられるとおりでございます。ただ、減免制度につきましては、今までは基準が明快でないということから、条例等で規定をしておる市町村が少なかったという現状があります。

平成22年の9月に、厚労省が昨今の経済事情をかんがみて、負担金減免の基準を示しております。一つは入院をした場合、一つは災害や事業の休止、廃止、失業などにより収入が著しく減少した場合、一つは収入が生活保護基準以下かつ預貯金が生活保護基準の3カ月以下という、その要件をすべて満たした場合、減免をしてもいいというような基準でございます。これは、あくまで市町村に対する技術的助言という形でございますので、市町村の判断ということになります。これについては、現在、京築管内の国保の京築支部の事務担当者会議がっておりますが、その中で、現在、要項の策定等を協議をしておる状況でございます。

以上でございます。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 要項の策定に入ってるということですが、新基準による減免額の2分の1は、特別調整交付金で国が負担すると明記されておりますので、ぜひ実現していただきたいと思っております。

また、新基準の中に、生活保護基準以下の世帯も対象に入れてほしいし、通院も対象にしてほしいので、この話し合いのときに、そういうのも入れられないかどうかというのは出して話し合ってもらいたいと思っておりますが、どのようでしょうか。

議長(田村 兼光君) 住民課長。

住民課長(平塚 晴夫君) 住民課の平塚でございます。

今現在、協議しておる中では、国の示した基準、先ほど3つお示しをいたしました、この基準に沿って策定をしておるというような状況でございます。

以上です。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) その3つ、3点だけの、話し合われているということですが、厚労省の足立信也政務官が、この拡大できることを明確にするよう上積みをして市町村が行うのは望ましいというふうな、参議院の厚生労働委員会の中で答弁しておりますので、ぜひその部分も加えていただけるように話し合いをしていただきたいと思っております。ぜひお願いいたします。

次に、一般会計から国保会計に繰り入れはできないかについてお尋ねいたします。

国保は、御存じのように、高齢者や低所得者が多く加入しています。「国保税を払えば食えず、食えば払えず」という言葉がございます。国保の保険料が高いのは、所得がなくても、世帯や家族の人数に応じてかかってくる仕組みにも一因しております。高すぎる国保税の引き下げをしてほしいという声、要望は、たくさん

住民の方から上がっております。私だけでなく、多くの議員にもこの要望が寄せられていると思います。一般会計から国保会計に繰り入れはできないのかをお尋ねいたします。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議長から簡潔に答えるということでございましたので、できないということで答えておきます。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 簡潔に、本当に簡潔でした。22年度の決算は、黒字になっておりますので、そのお金の一部分を使えば、単純な計算ですが、国保世帯が3,400世帯、これは間違っておりませんか、3,400世帯。(発言する者あり)間違ってます。(「済いません、資料」と呼ぶ者あり)この3,400世帯というのはちょっと古いかもわかりませんが、以前聞いたときは3,400世帯あると、だから、1世帯1万円引き下げるのに3,400万あれば実現、これはもう単純な計算ですよ、できるということで、この黒字の中の一部分を充てれば、国保税が引き下げられるというふうに私は思っていたんですが、町長はできないと言うんで、これはまた、次に私ももっと勉強しまして、次の機会に質問をします。

議長(田村 兼光君) 町長、どういう事情でできないと。(笑声)

町長(新川 久三君) できないというのは、法的にはできないことはありませんけど、均衡を失するので私はしませんということで、前からこれは、私は西畑議員の質問にずっと、私、答えてきております。いわゆる国保に入っている人と入っていない人の均衡を考えなきゃいけません。国保に、皆さん1万円やれば、社会保険の人にも1万ずつやらなきゃなりません。そういう理由で、国保の独立採算という形で、これはやっぱりちゃんと国保の入った人で賄っていくというのが、これがいわゆる国保会計の原則で、ただし、合併のときに、双方の赤字8,000万ございました。これは一般会計で、もう一応賄って赤字はチャラにしようという、これは政策的なものでしました。けども、後の、恒常的にすべて国保にそういう繰入金をやれということは、これは私はやりませんというのを従前から答えてきておりますし。ただし、人件費、国保会計の職員の人件費だけは、これは一般会計の職員と同じで、この分だけは繰り入れをして、あと給付関係は一切繰り入れはしませんということで今まで、これはもう私の政策でございますので、御理解のほどお願い申し上げます。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 町長の政策ですが、現在、大変な世の中です。社会保険に入ってる方が、国保に入って余りにも高さにびっくりされて、こんなに高いお金を皆さん払ってるんですか、皆さん全員が払えるんですかというふうな質問も受けました。社会保険の人も、いずれは国保に入るんです。だから、安い、払える国保税にしたほうが、私は皆さんのためになるんだと思っておりますが、町長は給付は、それは取り入れないというふうに言われますので、私も給付のその勉強まだしておりませんので、もう少し勉強して、次回、町長がなるほどと認めていただいて、それでは考えましょうというところまで勉強してきますので、次回にまた質問いたします。

次に、子供の医療費助成について質問いたします。

6月議会では、高校卒業までに、医療費無料の拡充の検討について質問いたしました。現在、中学卒業まで医療費無料化が実現しております。ぜひ、高校卒業までの医療費無料化を検討していただきたいのですが、検討されたでしょうか。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) まだ、中学3年までは去年したばかりなんで、そこは検討しておりません。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 昨年、中学卒業まで検討してまだ1年足らずだからしないというけど、この近隣の中でも高校卒業まで実施している自治体もございますので、期間が短いとか、中学卒業までをしてまだ間がないとか言わないで、高校卒業までの無料化を検討をお願いいたします。

議長(田村 兼光君) 町長、新川さん。

町長(新川 久三君) 基本的には、私は義務教育までが、これやっぱり子育て支援の一貫だろうと、このように考えておられて、だから本当に、これはみやこ町やってます。これはもうやっぱり、みやこ町が高校までやったら、今度はまた大学までやれと、そういう要望に、私はなってくるんであるうと思うんで、一応中学3年までで切りはつけたいと、私はそのように考えております。

議長(田村 兼光君) 西畑さん。

議員(10番 西畑イツミ君) 町長がそんなこと(笑声)。切りをつけたいと、義務教育だからとかいうんじゃないくて、今、確かに中学校までは義務教育になっておりますが、ほとんどの方は高校に入学しております。これはもう、町長のやる気がありさえすれば実現することなんで、義務教育までとは言わずに、高校卒業までの医療費無料化をぜひ検討していただきたいと思います。町長はする気がない、切りをつけたいと言われましたが、これはぜひお願いいたします。

コミュニティバスの運行改善について質問いたします。町道を走らせることの検討について質問いたします。

県は、運行経費の助成として、市町村負担分の欠損の一部を助成するとして1億円の予算措置がされております。この予算を使って町道を走らせることができないのか、町民の要望の強い運行見直しの検討はされたのかどうか、国の地域公共交通確保維持改善事業が今年度スタートしましたが、この事業を使うことができないのかお尋ねいたします。

議長(田村 兼光君) 渡邊課長。

企画振興課長(渡邊 義治君) 企画振興課、渡邊です。

県の補助の関係は、ちょっと手元に資料ございませんので、詳細わかりませんが、県のほうで、生活交通対策費という形で予算措置がされております。それで、その該当するかしないかということでお答えしますと、我が町のコミュニティバスについては、すべて非該当となります。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) そうすると県の予算及び国のその事業も該当されないということなんですか。そうすると町独自で町道を走らせるという計画はできるんでしょうか。

議長(田村 兼光君) 渡邊課長。

企画振興課長(渡邊 義治君) 企画振興課、渡邊です。

今、コミュニティバスにつきましては、国道、それから主要県道、主要町道ということで運行しております。町内循環する路線については、コミュニティバスにおきましては6路線です。町道といっても、主要町道、いろんな町道ございますので、全部網羅というのは不可能でございますけれども、利用者の利用状況、それから道路事情等、そういった安全面、そういったのを加味、合わせたところでの運行計画を、今、立てております。

それで、具体的な路線の要望とか、延長とかいうのはかなりございます。ただ、先ほど言いましたような費用面、それからダイヤの運行の問題、これは総合的に考えて対応しなければいけないというふうには考えております。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 総合的に考えていくということは、考えていただけるとのこと、解釈でよろしいですか。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) 今のコミュニティバスでもさうとう町費をつぎ込んでやっています。これ以上あなたどんどんふやせと、何もかもそれを言うてくるんです。だから、それはちょっと、やっぱり経済的な形、いわゆる事業効果を考えればこれ以上は、私はもうできないという形になります。

ちょうど寒田線の話も、1日3便ならコミュニティバスでいいよというけども、寒田の人が、1日6便でできれば便数はそのままにしてほしいと言うから、それはできませんということでおるんで、こういうバスだけでも相当お金、今、つぎ込んでるんです。これ以上つぎ込めば、また財政破綻の一因、またほかにもどんどん行政水準上げていかなきゃいかんという形になりますんで、これ以上の路線の増便はしないというふう考えております。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 確かに、行政水準はどんどん上げていかないといけないということはわかっております。この路線バスの、2,000万円ほど町費を使っております。でも、町民の要望で、毎日じゃなくてもいいから、曜日を決めて細かく、例えば1つの自治会ないし2つの自治会合わせて、月曜日ならこの地域だけを細かく回るとか、そういうふうなことを計画はできないかということをお聞きしました。それで、県のほうの通達などを参考にすることを言われてましたので、改めて今回質問したんですが、事業効果を考えればきめ細かく回るのは事業効果上がるわけです。利用者が多くなるわけです。だから、今のは、なかなか時間と乗りたい人が合わないという面もあるために、路線の時間帯によっては全く乗ってないとかいう部分もございいます。私も何回か乗りました。実際にどれぐらいのお客さんが乗っていただけるのかどうかということは、

乗ってみましたが、時間帯によっては、もう満杯になる場合もありますし、私だけだった場合もあります。そういうことを考えて、やはり何もかも町長は聞くわけにいかないと言われますが、お年寄りの足を確保するために、このコミュニティバスっていうのはつくられたと思うんです、当初は。だから、お年寄りの足確保のためには、きめ細かく走らせる方法を考えていただいて、行政水準を上げるためにも、こういうコミュニティバスを取り組んでほしいと。お年寄りが家の中にもるよりは、バスが来れば乗って買い物に出る、または友達のところに行けるとかということで、お年寄りも病気をしないで済むということもありますので、ぜひ考えてほしいと思います。今、町長は何もかもできないとおっしゃいましたが、何かできる方法があると思うんで、職員の英知を集めて、ぜひ考えていただきたいと思います。

次に、住宅リフォーム助成制度の創設について質問いたします。

これも、町長は何もかもできないというふうに言うかもしれませんが、地元業者の仕事確保のためにも、この創設は必要だと思いますので、お考えはありませんか。

全国の市町村で実施されている住宅リフォーム助成制度は、助成額の20倍以上の工事が実施され、関連産業を含めると、その2倍以上の経済効果を生んでいると言われております。近隣では、苅田町が今年度から住宅リフォーム工事補助金制度をスタートさせております。町民も業者も、特に業者は大変喜んでのことです。築上町でもぜひ実現してほしいと思います。仕事が確保されれば、税金等払えるのでぜひ取り上げてほしい、実現してほしいという業者からのたくさんの声が寄せられておりますので、ぜひ創設の考えをお聞きます。

議長(田村 兼光君) 町長。

町長(新川 久三君) 西畑議員の要望はすごい要望ばかりで、もう本当、びっくりするほどでございますけど。

これも今、県下で何町村か裕福な町村は行っております。苅田町も裕福な町村の一つだろうと思ひまして、ちょっとまだ、うちの財政事情じゃあこれをやるわけにはいかないということでございますんで。西畑議員の提案はわかります。何もかも町民のためになる提案だということはわかりますけれども、財政事情等々から考え、これが交付税にすべて見てくれるとか、そういう話になれば国の政策でなると。西畑議員、また僕いつも怒られるんですね。国のほうでそういう制度をつかって、全国に出すようにということで、西畑議員の所属の党に頑張ってもらいたいと、私はそういうふうに思っております。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 最後の言葉は言わないでくださいといつも言います。

交付金待ちという、これはもうそうなると、いつ実現出来るかわからないということ。今、土建、大工さん、それに関連する人たちの仕事っていうのは、今もう本当にありません。そのために税金を納めたくても納められないっていう切実な声なんです。だから、苅田町の場合は500万の予算で、今、たくさんの方が応募されて、工事費の上限が10万までの補助だそうですけど、そんなに財政を圧迫させるような金額ではないと思ひ

ます。町に潤うことのほうが大きいんですから、ぜひ全国の住宅リフォーム助成制度に取り組んでいるところを調べていただいて、築上町でも実現できるように町長は努力してほしいと思います。

議長(田村 兼光君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 県下でも、数カ所やっておる情報は承知しておりますけれども、本当に財政力の低い我が町でこういうところまでということは、きょう初めて聞きましたんで、少しは検討はさせてもらいたいと思います。

議長(田村 兼光君) 西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 前の議会でも、中小業者の仕事確保で質問しました。だから、考えていただけるといいますので。業者も築上町の住民ですから、ぜひ検討していい答えをもらえるようお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長(田村 兼光君) 御苦労さんでした。

議長(田村 兼光君) これで本日の一般質問を終わります。

残りの質問については、あす9日に行います。

本日は、これで散会します。

午後4時10分散会